

第2章 汚染土壌処理業の許可（法第22条）

汚染土壌の処理（要措置区域等内における処理を除く。）を業として行おうとする者は、汚染土壌処理施設ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない（法第22条第1項）。

なお、許可を受けずに汚染土壌の処理を業として行った者（法第65条第3号）、不正の手段により許可を受けた者（法第65条第5号）は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

2.1 汚染土壌処理業の許可の申請（法第22条第2項）

2.1.1 汚染土壌処理業許可申請書

汚染土壌処理業の許可を受けようとする者は、法第22条第2項及び処理業省令第3条に示された事項を記載した許可申請書を都道府県知事に提出しなければならない。許可申請書の様式は、処理業省令の様式第1に定められている。図2.1.1-1に記載の例を示す。

汚染土壌処理業許可申請書

平成 22 年 04 月 12 日

川崎市長
〇〇 〇〇 殿

申請者 ① 東京都港区▲▲〇-〇-〇 土壌洗浄株式会社
代表取締役社長 環境 次郎 印

土壌汚染対策法第 22 条第 1 項の規定により、汚染土壌処理業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------------|-------------|-------------|------------------|-------------|-------------------|-------------|------------|----|------|------------------|----------------------------|
| 申請者の事務所の所在地 | ⑧ 東京都港区▲▲〇-〇-〇 土壌洗浄株式会社（本社） TEL：03-0000-0000 その他の事業場は事業経営計画概要書(P〇〇)に記載 | | | | | | | | | | | | |
| 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称 | ⑦ 土壌洗浄株式会社 川崎事業所 | | | | | | | | | | | | |
| 汚染土壌処理施設の設置の場所 | ② 〒210-0000 神奈川県川崎市川崎区△△0-0-0 土壌環境部 TEL：044-000-0000 | | | | | | | | | | | | |
| 汚染土壌処理施設の種類の | ③ ・ 浄化等処理施設(浄化) ・ 分別等処理施設 | | | | | | | | | | | | |
| 汚染土壌処理施設の構造 | ④ 建屋構造（詳細は維持管理計画書(P〇〇)に記載） | | | | | | | | | | | | |
| 汚染土壌処理施設の処理能力 | ⑤ ・ 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理)) 20t/h 160t/d(8 時間) ・ 分別等処理施設(異物除去) 10t/h 80t/d(8 時間) ・ 分別等処理施設(含水率調整) 10t/h 80t/d(8 時間) | | | | | | | | | | | | |
| 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 | ⑥ ・ 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理)) 水銀を除く第二種特定有害物質(第二溶出量基準以下) ・ 分別等処理施設(異物除去) 水銀、PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質(受入基準濃度の設定無し) ・ 分別等処理施設(含水率調整) 水銀、PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質(受入基準濃度の設定無し) | | | | | | | | | | | | |
| 他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）及び許可番号（申請中の場合は申請年月日） | ⑨ <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">都道府県知事（市長）</td> <td style="text-align: center;">許可番号（申請年月日）</td> </tr> <tr> <td>北九州市長 ▲▲ ▲▲</td> <td>1491000001</td> </tr> <tr> <td>名古屋市長 ■■ ■■</td> <td>(平成 22 年 4 月 5 日)</td> </tr> </table> | 都道府県知事（市長） | 許可番号（申請年月日） | 北九州市長 ▲▲ ▲▲ | 1491000001 | 名古屋市長 ■■ ■■ | (平成 22 年 4 月 5 日) | | | | | | |
| 都道府県知事（市長） | 許可番号（申請年月日） | | | | | | | | | | | | |
| 北九州市長 ▲▲ ▲▲ | 1491000001 | | | | | | | | | | | | |
| 名古屋市長 ■■ ■■ | (平成 22 年 4 月 5 日) | | | | | | | | | | | | |
| 汚染土壌の処理の方法 | ⑩ ・ 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理)) ・ 分別等処理施設(異物除去) ・ 分別等処理施設(含水率調整) | | | | | | | | | | | | |
| セメントの品質管理の方法（セメント製造施設に限る。） | ⑪ 該当無し | | | | | | | | | | | | |
| 保管設備の場所及び容量 | ⑫ 2,000 m ³ （処理前の保管設備、1,000 m ³ 、処理後の保管設備 1,000 m ³ ） 設備の設置場所は維持管理計画書(P〇〇)に記載 | | | | | | | | | | | | |
| 法第 22 条第 3 項第 2 号ハに規定する役員の名氏及び住所 | ⑬ <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td style="text-align: center;">住所</td> </tr> <tr> <td>環境 三郎</td> <td>東京都港区△△0-0-0</td> </tr> <tr> <td>環境 四郎</td> <td>東京都渋谷区△△0-0-0</td> </tr> </table> | 氏名 | 住所 | 環境 三郎 | 東京都港区△△0-0-0 | 環境 四郎 | 東京都渋谷区△△0-0-0 | | | | | | |
| 氏名 | 住所 | | | | | | | | | | | | |
| 環境 三郎 | 東京都港区△△0-0-0 | | | | | | | | | | | | |
| 環境 四郎 | 東京都渋谷区△△0-0-0 | | | | | | | | | | | | |
| 再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設について汚染土壌処理業の許可をした都道府県知事及び許可番号、再処理汚染土壌処理施設の種類の処理能力 | ⑭ <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">所在地</td> </tr> <tr> <td>DD 処分場</td> <td>福島県 DD 市 DD1-1-1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都道府県知事（市長）</td> <td style="text-align: center;">許可番号</td> </tr> <tr> <td>福島県知事 □□ □□</td> <td>0070010001</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種類</td> <td style="text-align: center;">処理能力</td> </tr> <tr> <td>埋立処理施設(内陸埋立処理施設)</td> <td>10 万 m³(埋立容量)</td> </tr> </table> | 名称 | 所在地 | DD 処分場 | 福島県 DD 市 DD1-1-1 | 都道府県知事（市長） | 許可番号 | 福島県知事 □□ □□ | 0070010001 | 種類 | 処理能力 | 埋立処理施設(内陸埋立処理施設) | 10 万 m ³ (埋立容量) |
| 名称 | 所在地 | | | | | | | | | | | | |
| DD 処分場 | 福島県 DD 市 DD1-1-1 | | | | | | | | | | | | |
| 都道府県知事（市長） | 許可番号 | | | | | | | | | | | | |
| 福島県知事 □□ □□ | 0070010001 | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 処理能力 | | | | | | | | | | | | |
| 埋立処理施設(内陸埋立処理施設) | 10 万 m ³ (埋立容量) | | | | | | | | | | | | |

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

図 2.1.1-1 許可申請書の記載例

2.1.2 許可申請書記載事項の説明

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名（法第22条第2項第1号）

許可申請書の「①の欄（申請者）」の上段に申請者の住所を、申請者が個人の場合には氏名を、法人の場合には名称を記載する。また下段には、申請者が法人の場合にはその代表者の氏名を記載する。

(2) 汚染土壌処理施設の設置の場所（法第22条第2項第2号）

許可申請書の「②の欄（汚染土壌処理施設の設置の場所）」に、汚染土壌処理施設に係る事業場の所在地及び連絡先（電話番号、連絡担当部署など）を記載する（処理業通知記の第1の1(1)③）。

(3) 汚染土壌処理施設の種類（法第22条第2項第3号及び処理業省令第1条）

許可申請書の「③の欄（汚染土壌処理施設の種類）」に、1.5.1に示した、汚染土壌処理施設の種類のいずれかを記載し、浄化等処理施設にあつては、浄化、溶融又は不溶化の別を括弧書きで併記する。

なお、同一の敷地内に汚染土壌処理施設を構成する設備の中に、浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設及び分別等処理施設のうち異なる方法を採用する設備がある場合には全体として1つの汚染土壌処理施設と解し、申請を1回で行えるが、採用する汚染土壌処理施設の種類を各々、記載しなければならない（処理業通知記の第1の1(1)④）。

(4) 汚染土壌処理施設の構造（法第22条第2項第3号）

許可申請書の「④の欄（汚染土壌処理施設の構造）」に、汚染土壌処理施設の構造を記載する。構造の例としては、材質、屋根の有無、階数などがある（処理業通知記の第1の1(1)⑤）。

なお、本項目の内容を明らかにする図面を添付する必要がある（処理業省令第2条第2項第3号）ことから、添付書類のページ番号も記載する（2.1.3(3)参照）。

(5) 汚染土壌処理施設の処理能力（法第 22 条第 2 項第 3 号）

1) 埋立処理施設を除く汚染土壌処理施設の場合

埋立処理施設を除き、許可申請書の「⑤の欄（汚染土壌処理施設の処理能力）」に、処理設備の 1 時間当たりの処理量及び稼働時間並びにこれらに乗じて得た 1 日当たりの処理量の両方を記載する（処理業通知記の第 1 の 1(1)⑥）。

処理量については、重量又は容量で記載する。

ここで、複数の施設の種類及び処理方法を採用する汚染土壌処理施設の場合には、施設の種類及び処理方法ごとに記載しなければならない。

2) 埋立処理施設の場合

埋立処理施設の場合は、許可申請書の「⑤の欄（汚染土壌処理施設の処理能力）」に、埋立地の面積及び埋立容量を記載する（処理業通知記の第 1 の 1(1)⑥）。

なお、既存の管理型最終処分場などが埋立処理施設として申請する場合には、残余容量も記載する。

(6) 処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（法第 22 条第 2 項第 4 号）

許可申請書の「⑥の欄（汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態）」に、処理する汚染土壌の特定有害物質の種類を記載するとともに、処理することができる汚染土壌の濃度の上限値を定めている場合には当該上限値を特定有害物質の種類ごとに記載する（処理業通知記の第 1 の 1(1)⑦）。

ここで、複数の施設の種類及び処理方法を採用する汚染土壌処理施設の場合には、施設の種類及び処理方法ごとに記載しなければならない。

なお、埋立処理施設では、受け入れることができる汚染土壌の上限値を特定有害物質の種類ごとに記載する。

また、浄化等処理施設のうち不溶化を行う施設では、第二種特定有害物質以外の土壌溶出量基準に適合しない汚染土壌は受け入れられないことに注意が必要である（処理業省令第 5 条第 4 号ロ）。

浄化等処理施設において処理することができる汚染土壌の濃度の上限値を設定するにあたっては、特定有害物質の種類ごとに 2.1.2(10)で示す当該汚染状態の汚染土壌を処理することが可能であることを証明する実験の方法及び結果をもとに行う必要がある。

また、浄化等処理施設（処理方法が熱脱着、熱分解及び溶融の場合）又はセメント製造施設のうち、水銀や PCB により汚染された土壌を受け入れる汚染土壌処理施設の場合には、処理に伴って発生する排ガスに水銀や PCB が移行し、大気中に放出されるおそれがあることから、濃度の上限値を設定することが望ましい。なお、濃度の上限値を設定するにあたっては、後述す

る 2.2.1(10)に記載するとおり、排出口における大気有害物質の濃度を考慮し設定することが望ましい。

(7) 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称（処理業省令第3条第1号）

許可申請書の「⑦の欄（汚染土壌処理施設に係る事業場の名称）」に、「〇〇事業所□□工場」等具体的に事業場の名称を記載する（処理業通知記の第1の1(1)①）。

(8) 申請者の事務所の所在地（処理業省令第3条第1号）

許可申請書の「⑧の欄（申請者の事務所の所在地）」に、汚染土壌の処理に関係するすべての事業場（事業所、事務所及び営業所など）の所在地（住所）及び連絡先（電話番号、連絡担当部署など）を記載する（処理業通知記の第1の1(1)②）。

なお、事業場が多く、許可申請書に記載できない場合には事業経営計画概要書に事務所所在地一覧表として添付し、ページ番号を記載する。

事務所所在地一覧表の例を表 2.1.2-1 に示す。

表 2.1.2-1 事務所所在地一覧表の例

| 事業所名 | 住所 | TEL |
|--------|-------------------|--------------|
| 本社 | 東京都港区▲▲○-○-○ | 03-0000-0000 |
| 北海道支店 | 北海道札幌市▲▲区■●○-○-○ | 011-000-0000 |
| 東北支店 | 宮城県仙台市▲▲区■●○-○-○ | 022-000-0000 |
| 中部支店 | 愛知県名古屋市▲▲区■●○-○-○ | 052-000-0000 |
| 大阪支店 | 大阪府大阪市▲▲区■●○-○-○ | 06-0000-0000 |
| 中国支店 | 広島県広島市▲▲区■●○-○-○ | 082-000-0000 |
| 九州支店 | 福岡県福岡市▲▲区■●○-○-○ | 092-000-0000 |
| 横浜営業所 | 神奈川県横浜市▲▲区■●○-○-○ | 045-000-0000 |
| 神戸営業所 | 兵庫県神戸市▲▲区■●○-○-○ | 078-000-0000 |
| 四国営業所 | 徳島県徳島市▲▲○-○-○ | 087-000-0000 |
| 川崎事業所 | 神奈川県川崎市川崎区△△○-○-○ | 044-000-0000 |
| 名古屋事業所 | 愛知県名古屋市▼▼区■●○-○-○ | 052-111-0000 |
| 北九州事業所 | 福岡県北九州市▲▲区■●○-○-○ | 093-000-0000 |

(9) 他の汚染土壌処理業の許可番号（処理業省令第3条第2号）

申請者が、他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合には、許可申請書の「⑨の欄（他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事及び許可番号）」に、そ

の許可番号及び都道府県知事等を記載する。

また、他の汚染土壌処理業の許可の申請中の場合には、申請先の都道府県知事等及び申請年月日を記載する。

(10) 処理方法（処理業省令第3条第3号、処理業通知記の第1の1(1)⑧）

処理業省令第1条では、汚染土壌処理施設の種類について図 2.1.2-1 で太字・白抜き文字で記載された部分について規定されているが、許可申請書の「⑩の欄（汚染土壌の処理の方法）」に、斜体で記載された部分まで記載するとともに、「汚染土壌の処理の一連の作業手順及び内容が記載された書類」を添付する（2.1.3(4)参照）。

ここで、複数の施設の種類及び処理方法を採用する汚染土壌処理施設の場合には、施設の種類及び処理方法ごとに記載しなければならない。例えば、同一の敷地内に化学脱着を行う設備と、洗浄処理を行う設備があり、さらに埋立処理施設も併設し、申請を1回で行う場合には、下記のように記載する。

- ・ 浄化等処理施設（浄化（抽出－化学脱着））
- ・ 浄化等処理施設（浄化（抽出－洗浄処理））
- ・ 埋立処理施設（内陸埋立処理施設）

「汚染土壌の処理の一連の作業」とは、汚染土壌の受入れから、保管、処理までを意味し、処理された汚染土壌であっても土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない場合の汚染土壌の保管及び搬出過程までを含む必要がある（図 2.1.2-2 参照）。

また、セメント製造施設にあつては、製造されたセメントが製品として出荷するに足る品質を有することが確認されるまでの過程を記載した書類を添付する。

「一連の作業の内容」の記載例としては、受入れについては受入れを行う場所（受入設備）から処理設備、保管設備に至るまでの汚染土壌の施設内移動方法、処理方法の原理や処理の詳細（例えば、洗浄処理を行う場合には分級、沈殿、ろ過等濃縮の方法や使用する薬剤の種類や添加方法、熱脱着を行う場合には揮発温度、熱分解を行う場合には分解温度や処理後土壌の冷却方法、化学処理を行う場合には使用する薬剤の種類や添加方法等が考えられ、これらのことが記載された資料を添付する。

なお、浄化等処理施設にあつては、本欄に記載した処理の方法により2.1.2(6)の欄に記載した状態の汚染土壌を処理することが可能であることを証明する実験の方法及び結果も記載し、添付する。

この実験方法及び結果については、処理後土壌について基準に適合することを確認するのみならず、処理に伴って発生する排水が排水基準や排除基準を、排ガスが許容限度を満足していることを確認する必要がある。

また、同一の敷地内に異なる処理方法を採用する設備がある場合には、処理方法を各々、記載するとともに、「汚染土壌の処理の一連の作業手順及び内容が記載された書類」も添付する。

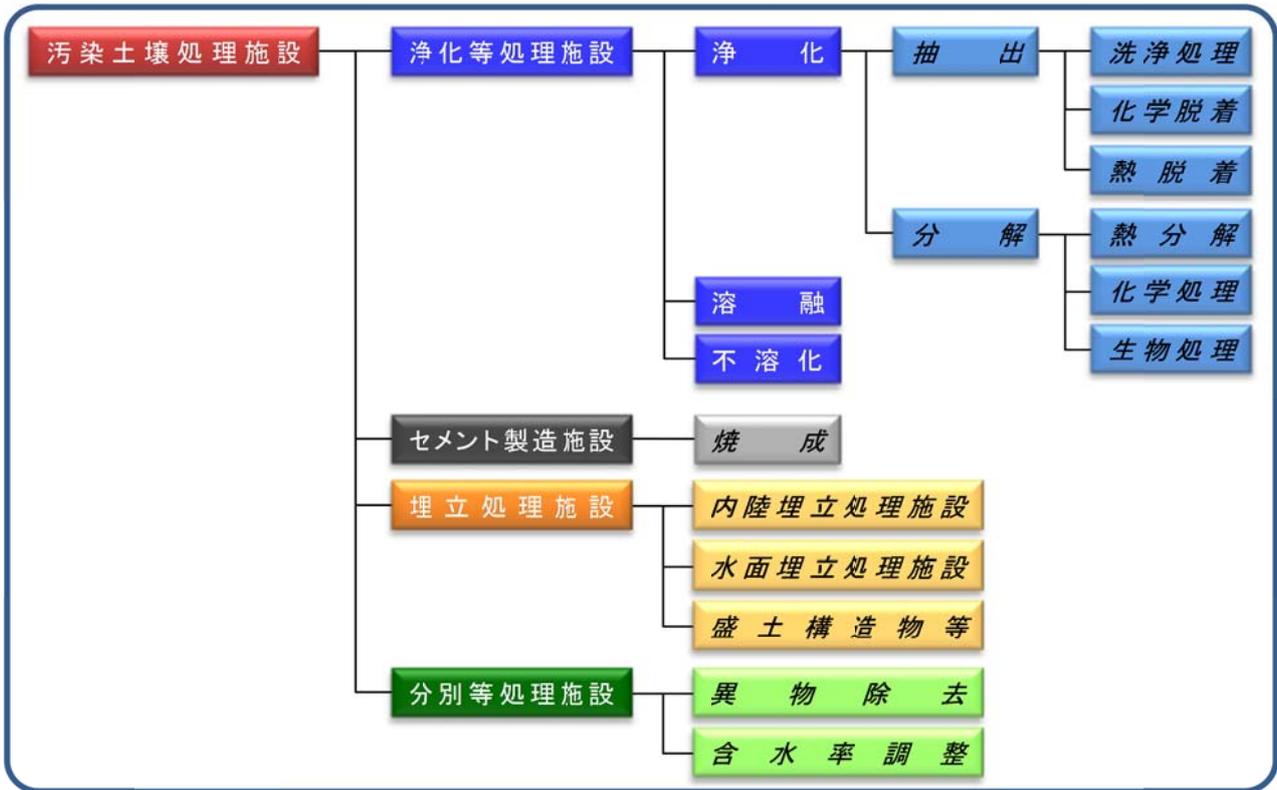


図 2.1.2-1 汚染土壌の処理の方法の例



図 2.1.2-2 汚染土壌処理施設における一連の作業の例

(11) 製造されるセメントの品質管理方法（処理業省令第3条第4号）

セメント製造施設において、汚染土壌を原料として製造されるセメントについて次に示す内容が記載された書類のページ番号を、許可申請書の「⑪の欄（セメントの品質管理の方法）」に記載するとともに、書類を添付（2.1.3(1)2参照）する。

- ① 製造するセメントの製品規格と製造方法
製造するセメントの JIS 規格を明らかにするとともに、製造フローを合わせて添付する。
- ② 製造するセメントの品質管理の方法
製造するセメントの品質管理方法を示した自主管理計画書を添付する。
- ③ 製造されたセメントに含まれる特定有害物質の量の測定方法並びに当該量の上限値の目安及びその上限値の目安の根拠
製造されたセメントに含まれる特定有害物質の量の測定方法並びにその上限値の目安及びその根拠を示すとともに、測定のためのサンプリング位置、サンプリング方法を添付する。

(12) 保管設備の場所及び容量（処理業省令第3条第5号）

保管設備とは、汚染土壌処理施設の設備の1つとして、処理前の土壌を保管する設備のみならず、処理後の土壌が基準不適合となった場合においてこれを保管する設備等も該当する。具体的には、下記に示すものが保管設備に該当する。

- ① 汚染土壌処理施設において、処理前の土壌を保管する設備（受入設備）
- ② 浄化等処理施設（不溶化による処理を除く。）において、処理後の土壌について浄化確認調査により浄化等済土壌と確認できるまで保管する設備
- ③ セメント製造施設において、セメント製品として出荷するに足る品質を有していると確認できるまで保管する設備
- ④ 分別等処理施設において、処理後の土壌を保管する設備
- ⑤ 浄化等処理施設のうち不溶化による処理を行う施設において、処理後の土壌を保管する設備

許可申請書の「⑫の欄（保管設備の場所及び容量）」に、保管設備ごとに場所と容量を記載するとともに、保管設備の配置図、構造図など、処理業省令第2条第2項第3号で必要となる添付書類（2.1.3(3)を参照）に記載された書類のページ番号も記載する（処理業通知記の第1の1(1)⑩）。

なお、汚染土壌以外のもの（例えば廃棄物など）の処理を行う施設の場合には、汚染土壌とそれ以外のものの保管設備は区別する必要がある。

(13) 役員の氏名及び住所（処理業省令第3条第6号）

申請者が法人である場合には、許可申請書の「⑬の欄（法第22条第3項第2号ハに規定する役員の氏名及び住所）」に、その事業を行う役員の氏名及び住所を記載する。

(14) 再処理汚染土壌処理施設に関する事項（処理業省令第3条第7号）

汚染土壌処理施設で処理した土壌が、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない場合、他の汚染土壌処理施設へ搬出しなければならない。この場合の他の汚染土壌処理施設のことを再処理汚染土壌処理施設という。

この再処理土壌処理施設への搬出があるのは、下記に示す土壌である。

- ① 分別等処理施設において処理された土壌
- ② 浄化等処理施設において、処理された土壌のうち処理方法が不溶化であるもの（浄化等処理施設のうち、処理方法が不溶化によるものは、処理した土壌が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準を満足しても浄化等済土壌とはならないため）
- ③ 浄化等処理施設において、浄化及び溶融により処理された土壌であって、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を満たしていない土壌

再処理汚染土壌処理施設を申請する場合には、許可申請書の「⑭の欄（再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設について汚染土壌処理業の許可をした都道府県知事及び許可番号、再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力）」に、再処理汚染土壌処理施設の事業場の名称、所在地、業の許可をした都道府県知事、許可番号及び施設の種類、処理能力を記載する（処理業通知記の第1の1(1)⑩）。また、複数の再処理汚染土壌処理施設に委託する場合には、各々記載する。

なお、再処理汚染土壌処理施設によっては、下記に示す行為を行うことにより、再処理汚染土壌処理施設での処理条件が変化することで適正な処理が困難となる場合も考えられる。

よって許可申請を行う汚染土壌処理施設は、この事項の記載に際し、再処理汚染土壌処理施設と下記に示す行為を行っても問題がないかについて確認し、同意を得ることが適当である。

- ・ 混載（規則第65条第5号参照）された土壌を処理後、再処理汚染土壌処理施設へ搬出する。
- ・ 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌同士を混合し、処理を行った後、再処理汚染土壌処理施設へ搬出する。
- ・ 処理後の土壌を混載して再処理汚染土壌処理施設へ搬出する。

2.1.3 許可申請書添付資料（処理業省令第2条第2項）

許可申請書には、次に示す書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 事業経営計画概要書（処理業省令第2条第2項第1号）

事業経営計画概要書に、下記に示す①から⑥の事項が記載されたものを添付すればよい。

- ① 汚染土壌処理施設を稼働させる時間（処理業通知記の第1の1(2)①ア）
- ② 汚染土壌処理施設の休止日（処理業通知記の第1の1(2)①ア）
- ③ 汚染土壌処理の事業を行うための組織（処理業通知記の第1の1(2)①ア）
- ④ 当該事業に従事する従業員数（処理業通知記の第1の1(2)①ア）
- ⑤ 汚染土壌処理施設の維持管理の体制（処理業通知記の第1の1(2)①イ）
- ⑥ 汚染土壌処理施設の維持管理の計画（処理業通知記の第1の1(2)①イ）

1) 汚染土壌処理施設の維持管理の体制（処理業通知記の第1の1(2)①イ）

事業経営計画概要書に汚染土壌処理施設の点検及び機能検査を含んだ、維持管理体制を「維持管理体制系統図」に示し、添付する（処理業通知記の第1の1(2)①イ）。

維持管理体制系統図では、2.2.2で示すように、「汚染土壌の処理の事業を行うに足りる技術的能力を有する者」が配置されていることを記載する必要もある。

図 2.1.3-1 に維持管理体制系統図の例を示す。

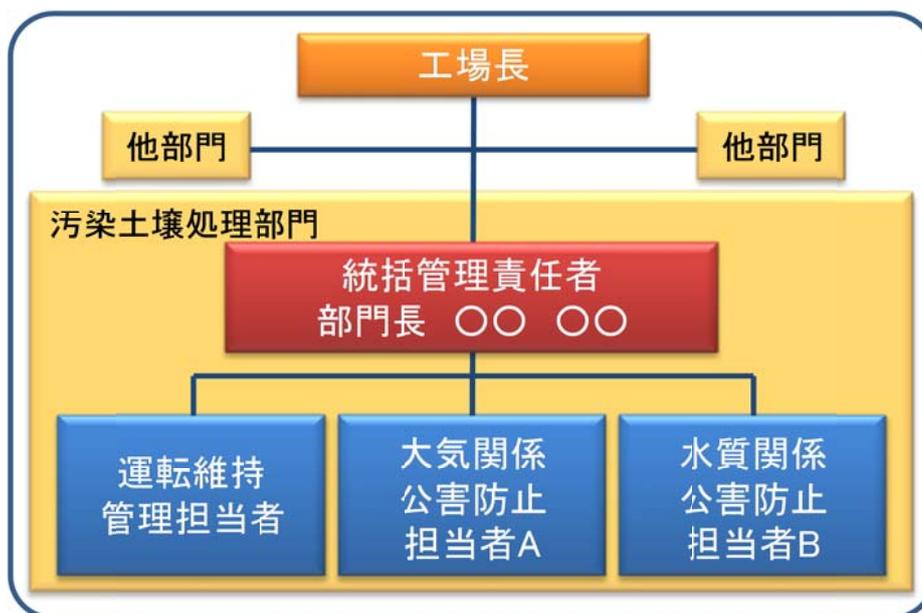


図 2.1.3-1 維持管理体制系統図の例

2) 汚染土壌処理施設の維持管理の計画（処理業通知記の第1の1(2)①イ）

汚染土壌処理施設の点検及び機能検査を含んだ維持管理計画を「維持管理計画書」に示し添付する（処理業通知記の第1の1(2)①イ）。

具体的には、次に示す項目を盛り込んだものである必要がある。

① 処理に関する基準を遵守するための維持管理計画

汚染土壌処理業者は汚染土壌の処理を行うに当たっては、受け入れた汚染土壌の適正処理及び当該許可に係る施設外への汚染の拡散防止のため、汚染土壌の処理に関する基準に常に従わなければならない（法第22条第6項、処理業省令第5条）。

よって、下記に示す項目などについての計画を維持管理計画書に記載する。

- ・ 飛散等を防止する措置の機能を維持するための維持管理計画（腐食防止措置、飛散等及び悪臭発散の防止措置、地下浸透防止措置、騒音及び振動の発生防止措置など）
- ・ 汚染土壌の受入れに関する計画（2.2.6(4)に示す汚染土壌の受入れに関する対応、2.2.6(6)1に示す混合・混載された汚染土壌への対応（受入れの可否、制限など）、受け入れる汚染土壌の荷姿の制限など）
- ・ 施設の種類及び処理方法に特有の維持管理計画（2.2.6(6)2に示す汚染土壌処理施設の種類及び処理方法に特有の注意点に対応する計画。）
- ・ 浄化等処理施設（不溶化を除く。）における浄化確認調査の計画（処理後土壌のサンプリング方法、縮分方法、分析頻度など）
- ・ 緊急時の対応についての計画（緊急時対応フロー、緊急時の連絡体制、未然防止策など）
- ・ その他必要と思われる計画（都道府県等が定める条例など）

② 汚染土壌処理施設の点検及び機能検査の計画

汚染土壌処理施設の正常な機能の維持（施設の機能状態、施設の耐用の度合など）をするため、1年に1回以上、当該汚染土壌処理施設の点検及び機能検査を行わなければならない（処理業省令第5条第22号）。

また、施設に不具合が生じないよう、日常点検を行うことが望ましい。

よって、下記に示す項目などについての計画を維持管理計画書に記載する。

- ・ 処理業省令第5条第22号に規定された点検及び機能検査の計画（具体的な点検・検査項目、定期的な部品等の交換計画、記録様式など）
- ・ 日常点検の計画（具体的な点検項目、点検頻度、記録様式など）
- ・ その他必要と思われる計画（条例や都道府県等が独自に判断するものなど）

(2) 施設配置図等（処理業省令第2条第2項第2号）

汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置を示す図面を添付する。

事業場の周囲の状況としては、申請する都道府県等に地下水利用状況などを確認し、記載する。

また、敷地境界が把握できる当該汚染土壌処理施設の各設備の設置位置等が把握できる設備配置図を添付する。施設位置図の例を図 2.1.3-2 に、施設配置図の例を図 2.1.3-3 に示す。



図 2.1.3-2 施設位置図の例



図 2.1.3-3 施設配置図の例

(3) 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする図面及び設計計算書等（処理業省令第2条第2項第3号）

汚染土壌処理施設を構成する設備について、設備ごとに、平面図、立面図、断面図及び構造図を添付する（処理業通知記の第1の1(2)②）。

なお、汚染土壌処理施設が、「自重、積載荷重その他の荷重、地震及び温度変化に対して構造耐力上安全であること（処理業省令第4条第1号ハ）」を証明する設計計算書を当該設備ごとに添付する。

また、埋立処理施設においては、周囲の地形、地質及び地下水の状況が把握できる書類（周辺の現況写真、地質柱状図、地下水位など）を添付する。

(4) 汚染土壌の処理工程図（処理業省令第2条第2項第4号）

汚染土壌処理業の許可の基準として、「許可申請書に記載した汚染土壌の処理の方法に応じた汚染土壌処理施設であること。」（処理業省令第4条第1号ロ）と記載されている。

よって、2.1.1(3)に記載した汚染土壌処理施設の種類の、2.1.1(10)に記載した処理の方法に対応し、汚染土壌の受入れから、保管、処理、搬出までの一連の作業の処理工程図を添付する（処理業通知記の第1の1(2)③）。

さらに、各設備の処理能力及び受け入れる特定有害物質の種類ごとの性状に応じた処理が可能であることを証明するため、土壌、汚水、大気有害物質のマテリアルバランスを説明できる計算書を添付する。

浄化等処理施設（浄化（抽出－洗浄処理））における処理工程図の例を図2.1.3-4に、浄化等処理施設（浄化（分解－熱分解））におけるマテリアルバランスを示す書類の例を図2.1.3-5に示す。

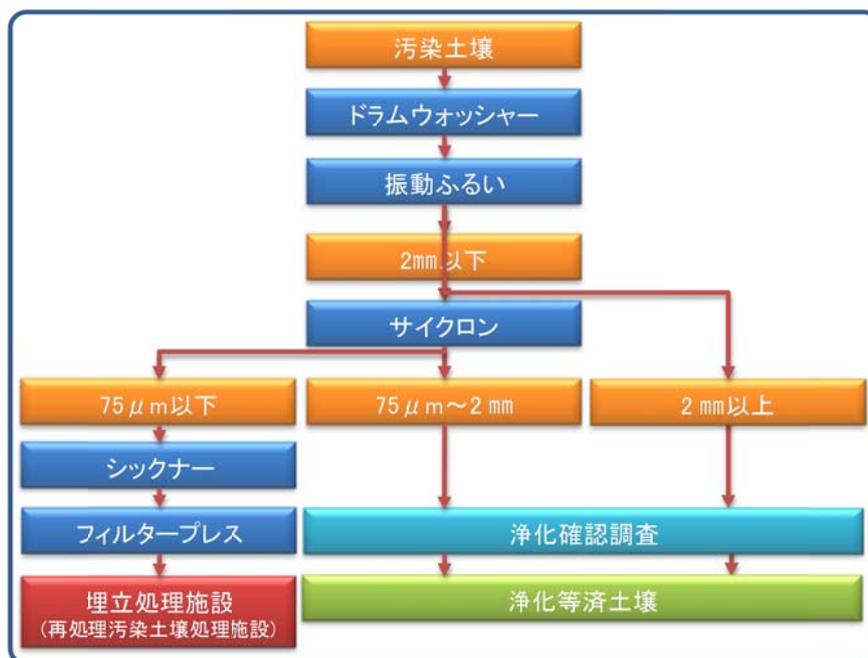


図 2.1.3-4 洗浄処理における処理工程図の例

(5) 所有権等を有することを証する書類（処理業省令第2条第2項第5号）

申請者が汚染土壌処理施設の所有権を有することを証明する書類として、汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地の登記事項証明書及び公図の写しを添付する。

また、所有権を有していない場合には、当該敷地について申請者のために賃借権が設定されたことを証する書類（例えば賃貸契約書など）及び公図の写しを添付する（処理業通知記の第1の1(2)④）。

(6) 他の汚染土壌処理業許可証の写し（処理業省令第2条第2項第6号）

申請に係る汚染土壌処理施設以外に、汚染土壌処理業の許可（法第22条第1項）を受けている場合は、当該許可に係る許可証の写しを添付する。

(7) 公有水面埋立法の免許等の書類の写し（処理業省令第2条第2項第7号）

埋立処理施設のうち、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う場合は、当該免許又は承認を受けたことを証する書類の写しを添付する。

(8) 技術的能力を説明する書類（処理業省令第2条第2項第8号）

汚染土壌の処理の事業を行うに足りる技術的能力は、「申請者の能力に関する基準」として処理業省令第4条第2号に示されている（2.2.2参照）。

この基準に基づき、下記に示す書類を添付する。

- 1) 統括管理責任者の氏名及び役職並びに当該者が当該業務を統括管理する権限を有することを確認することのできる管理体制系統図（処理業通知記の第1の1(2)⑤ア）
- 2) 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者（処理業省令第4条第2号ロ）に係る書類（処理業通知記の第1の1(2)⑤イ）
 - ① 汚染土壌処理施設に配置されていることを確認することのできる書類（処理業通知記の第1の1(2)⑤イ(イ)）

下記②、③の者が存在すること確認できる管理体制系統図（図 2.1.3-1 参照）を添付する。
 - ② 運転維持管理担当者であることを証明する書類（処理業通知記の第1の1(2)⑤イ(ロ)）

汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について3年以上の実務経験を有することが証明できる就業証明書等を添付する。
 - ③ 公害防止担当者であることを証明する書類（処理業通知記の第1の1(2)⑤イ(ハ)）

表 2.1.3-1 に示した公害防止担当者の種類ごとに、知識を有することを証明する書類を添付すればよい。なお、公害防止担当者のうち、大気汚染及び水質汚濁に関する知識を有する者についてはすべての汚染土壌処理施設に必要であり、ダイオキシン類による公害防止に関する知識を有する者については汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある汚染土壌処理施設の場合に必要となる（2.2.2(2)2参照）。

表 2.1.3-1 公害防止担当者としての知識を有することを証明する書類

| 公害防止担当者の種類 | 知識を有することを証明する書類 |
|--|---|
| <p>大気汚染に係る公害の防止に必要な知識を有することの証明</p> <p>(大気関係公害防止担当者)</p> | <p>次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士試験の第二次試験のうち衛生工学部門(選択科目・大気管理)に合格したことを証する証書(技術士法施行規則(昭和59年総理府令第25号)様式第4)の写し ・ 大気関係第一種公害防止管理者試験又は大気関係第二種公害防止管理者試験の合格証書(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則(昭和46年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第3号)様式第5)の写し ・ 大気関係第一種公害防止管理者又は大気関係第二種公害防止管理者の資格を得るための講習の修了証書(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則様式第7)の写し ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)第8条の2第1項の指定試験機関(平成22年7月14日現在、社団法人産業環境管理協会)が発行する公害防止管理者等国家試験の試験結果通知書の写し(大気概論、ばいじん・粉じん特論及び大気有害物質特論の科目に合格していることが確認できるものであること) ・ 上記に掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者に該当することを証明する書類 |
| <p>水質汚濁に係る公害の防止に必要な知識を有することの証明</p> <p>(水質関係公害防止担当者)</p> | <p>次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士試験の第二次試験のうち衛生工学部門(選択科目・水質管理)に合格したことを証する証書の写し ・ 水質関係第一種公害防止管理者試験又は水質関係第二種公害防止管理者試験の合格証書の写し ・ 水質関係第一種公害防止管理者又は水質関係第二種公害防止管理者の資格を得るための講習の修了証書の写し ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の指定試験機関が発行する公害防止管理者等国家試験の試験結果通知書の写し(水質概論及び水質有害物質特論の科目に合格していることが確認できるものであること) ・ 上記に掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者に該当することを証明する書類 |
| <p>汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第1項のダイオキシン類をいう。)を生ずる可能性のある汚染土壌処理施設の場合、ダイオキシン類による公害防止に必要な知識を有することの証明</p> <p>(ダイオキシン類関係公害防止担当者)</p> | <p>次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ダイオキシン類関係公害防止管理者試験の合格証書の写し ・ ダイオキシン類関係公害防止管理者の資格を得るための講習の修了書の写し ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の指定試験機関が発行する公害防止管理者等国家試験の試験結果通知書の写し(ダイオキシン類概論及びダイオキシン類特論の科目に合格していることが確認できるものであること) |

(9) 資金調達方法を記載した書類等（処理業省令第2条第2項第9号）

汚染土壌の処理の事業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類を添付する。

汚染土壌の処理の事業の開始に要する資金の総額については、当該事業の開始及び継続に必要となる一切の資金の総額を記載する。具体的には、資本金の額のほか、当該事業の用に供する汚染土壌処理施設の整備及び維持管理に要する費用の額、汚染土壌処理施設の廃止措置に要する費用の額、損害賠償保険の保険料の額等が考えられる（処理業通知記の第1の1(2)⑥）。

なお、汚染土壌処理業以外の事業を兼業している場合には、出来る限り汚染土壌の処理に係る部門における経理区分を明確にして書類を提出する必要がある（処理業通知記の第1の2(4)②ア(ニ)）。

汚染土壌の処理の事業の開始に要する資金の調達方法については、資本金の調達方法、設備投資資金の調達方法、借入先・借入残高・年間返済額・返済期限・利率等、金融機関からの融資の状況を示す書類など、資金の調達に関する一切の事項を記載する。利益をもって資金に充てるものについては、その見込額を記載すること（処理業通知記の第1の1(2)⑥）。

(10) 貸借対照表・損益計算書等（処理業省令第2条第2項第10号）

申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類を添付する。

(11) 資産に関する調書等（処理業省令第2条第2項第11号）

申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類を添付する。

(12) 定款又は寄附行為・登記事項証明書（処理業省令第2条第2項第12号）

申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書を添付する。

(13) 住民票の写し（処理業省令第2条第2項第13号）

申請者が個人である場合には、住民票の写しを添付する。ここで住民票の写しは「本籍地を含むもの」とする。

(14) 欠格要件に該当しない旨の誓約書（処理業省令第2条第2項第14号）

申請者が下記に示す①から③まで（法第22条第3項第2号イからハまで）に該当しない者であることを誓約するため、その旨の誓約書を作成し、申請者の氏名又は名称及び住所並びに申請者が法人である場合にはその代表者の氏名を記名し、押印したものを添付する。なお、申請者が法人である場合には、法第22条第3項第2号ハのその事業を行う個々の役員についても、同旨の誓約書を作成し、添付する。これらの誓約書を作成する場合において、自署するときは、押印する必要はない（処理業通知記の第1の1(2)⑦）。

- ① 法又は法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者
- ② 法第25条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ③ 法人であって、その事業を行う役員のうち上記①又は②のいずれかに該当する者があるもの

(15) 事業を行う役員の住民票の写し（処理業省令第2条第2項第15号）

申請者が法人である場合には、法第22条第3項第2号ハに規定するその事業を行う個々の役員の住民票の写しを添付する。

(16) 汚水・排出水処理計画書（処理業省令第2条第2項第16号）

汚染土壌処理業の許可の基準（処理業省令第4条第1号ト及びチ）を満足していることを確認するために、汚水・排出水処理計画書として、下記の事項が記載された書類を添付する（処理業通知記の第1の1(2)⑧）。ここで処理設備の処理能力については、原水及び処理水の水質（平均、最大）、処理水量（平均、最大）、及び排出先の排出基準なども記載する。

図 2.1.3-6 に浄化等処理施設（浄化（抽出-洗浄処理））における汚水処理フロー図の例を示す。

- ・ 汚水の処理方法を示したフロー図
- ・ 排出水基準に適合させるために必要な処理設備の構造図、処理能力、設置場所及び設計計算書
- ・ 排出水に係る用水及び排出水の経路図

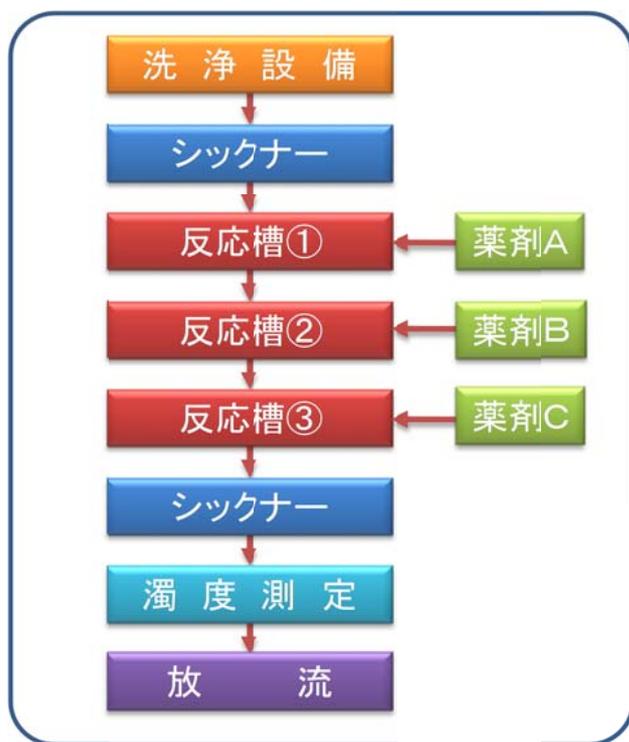


図 2.1.3-6 洗浄処理における汚水処理フロー図の例

(17) 排出水の水質の測定方法（処理業省令第2条第2項第17号）

汚染土壌処理業の許可の基準（処理業省令第4条第1号ト及びチ）を満足していることを確認するために、排出水の水質の測定頻度並びに試料の採取場所、時期及び時間を記載した書類を添付する。当該測定の作業を外部委託する場合には、併せて当該委託先を記載する（処理業通知記の第1の1(2)⑨）。

(18) 地下水の水質測定方法（処理業省令第2条第2項第18号）

汚染土壌処理業の許可の基準（処理業省令第4条第1号リ）を満足していることを確認するために、下記の事項が記載された書類を添付する。なお、当該測定の作業を外部委託する場合には、併せて当該委託先を記載する（処理業通知記の第1の1(2)⑩）。

- ・ 地下水の水質を測定する頻度を記載した書類
- ・ 地下水モニタリング設備の設置場所を記載した書類
- ・ 設備の構造図
- ・ 試料の採取時期及び時間を記載した書類

なお、埋立処理施設のうち公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあっては、周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質の測定の頻度並びに試料採取の場所、時期及び時間を記載した書類を添付する。

(19) 飛散等及び地下浸透の防止方法（処理業省令第2条第2項第19号）

汚染土壌処理業の許可の基準（処理業省令第4条第1号ホ及びリ）を満足していることを確認するために、下記の事項が記載された書類を添付する（処理業通知記の第1の1(2)⑪）。

各設備における飛散等及び地下浸透の防止方法については、2.2.1(5)に記載している。

- ・ 特定有害物質等の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散等及び地下への浸透を防止するための当該汚染土壌処理施設の構造並びにそのために設けられた設備の構造及び能力を記載した書類
- ・ 汚染土壌の搬入及び搬出時以外の閉扉等施設管理により当該防止を図る場合には、当該施設管理の方法を記載した書類
- ・ 埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設において、告示第24号に示されている「地下浸透防止措置」が講じられている汚染土壌処理施設の場合には、当該地下浸透防止措置を証明する書類

(20) 大気有害物質排出・処理・測定方法（処理業省令第2条第2項第20号）

浄化等処理施設又はセメント製造施設において、排出口から大気中に大気有害物質を排出する場合、汚染土壌処理業の許可の基準（処理業省令第4条第1号ヌ）を満足していることを確認するために、下記の事項が記載された書類を添付する（処理業通知記の第1の1(2)⑫）。

ここで、「排出口」とは、処理設備における煙突、処理設備又は保管設備において大気有害物質を恒常的に排出するため、強制換気をするための局所排気設備のことをいい、大気有害物質とは、後述表 2.2.1-5 に示した物質のことをいう。

図 2.1.3-7 に浄化等処理施設（浄化（分解－熱分解））における排ガス処理フロー図の例を示す。

なお、当該測定の作業を外部委託させる場合には、併せて当該委託先を記載する。

- ・ 発生してから排出口から大気中に排出されるまでの大気有害物質の排出経路図
- ・ 大気有害物質処理設備の構造図、処理能力及び設置場所
- ・ 大気有害物質の処理フロー図
- ・ 大気有害物質の量の測定頻度を記載した書類
- ・ 試料の採取場所、採取時期及び時間を記載した書類

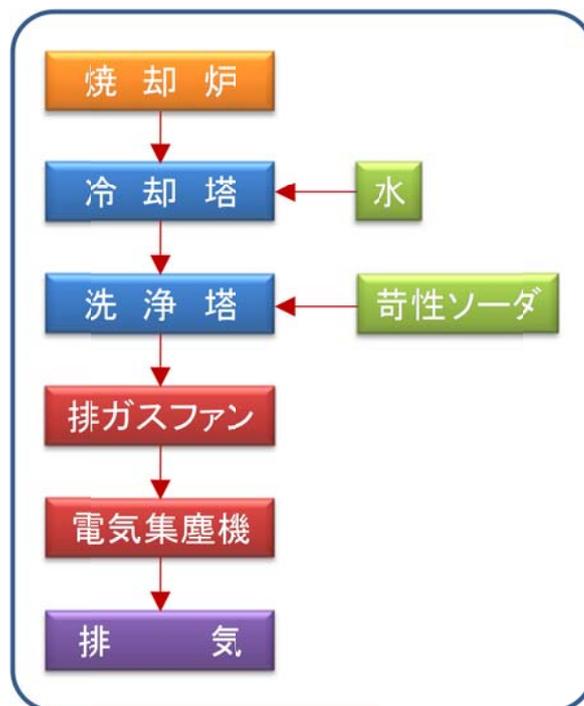


図 2.1.3-7 熱分解における大気有害物質処理フロー図の例

(21) 廃止措置の見積書等（処理業省令第2条第2項第21号）

廃止措置の内容に応じ、それぞれの廃止措置に要する費用の見積額及びその算定根拠並びに当該見積額の総計の額の調達方法及び当該調達方法が実現可能性のあるものであることを説明する書類を添付する（処理業通知記の第1の1(2)⑬）。

ここで、廃止措置に要する費用とは、次の①から④までに示すものである。なお、これらの費用の調達方法の記載に当たっては、2.1.3(9)に準じてできる限り詳細に記載する。

- ① 汚染土壌処理施設における保管設備の容量の上限値の汚染土壌について、他の汚染土壌処理業者にその適正な処理を委託するのに要する費用（処理業通知記の第1の2(4)②イ(イ)）
- ② 当該敷地全域について法第3条第1項の環境省令で定める方法により調査をすることを想定してそれに要する費用（処理業通知記の第1の2(4)②イ(ロ)）
- ③ 3ヶ月に1回の頻度で2年間継続して汚染土壌処理施設が設置されていた場所の周縁の地下水の測定を行うと仮定して、計8回の地下水の水質の測定に要する費用（処理業通知記の第1の2(4)②イ(ハ)）
- ④ 埋立処理施設において、計算覆土の厚さ及び覆土面積により算出される必要覆土量と覆土工事費単価の積により算出された覆土に要する費用や、キャッピングシート等の遮水シートを敷設するのに要する費用（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に係る埋立処理施設にあつては、当該遮水シートを敷設するのに要する費用を除外してもよい。）（処理業通知記の第1の2(4)②イ(ニ)）

(22) 再処理汚染土壌処理施設の引受同意書（処理業省令第2条第2項第22号）

再処理汚染土壌処理施設に係る汚染土壌処理事業の許可証の写し及び汚染土壌の引渡しを受けることについての当該施設に係る汚染土壌処理業者の同意書を添付する。当該同意書は、当該者の記名及び押印を要する。この場合、自署するときは、押印する必要はない（処理業通知記の第1の1(2)⑭）。

この同意を求めるときは、2.1.2(14)に挙げた確認事項について相手方に開示して確認を求めることが適当である。

2.1.4 許可更新時の添付書類の省略（処理業省令第2条第3項）

法第22条第4項の許可の更新を申請する者は、その内容に変更がないときは、下記に示す書類又は図面の添付を省略することができる。

- ① 事業経営計画概要書（処理業省令第2条第2項第1号）
- ② 施設配置図等（処理業省令第2条第2項第2号）
- ③ 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする図面及び設計計算書（処理業省令第2条第2項第3号）
- ④ 汚染土壌の処理工程図（処理業省令第2条第2項第4号）
- ⑤ 所有権等を有することを証する書類（処理業省令第2条第2項第5号）
- ⑥ 他の汚染土壌処理業許可証の写し（処理業省令第2条第2項第6号）
- ⑦ 公有水面埋立法の免許等の書類の写し（処理業省令第2条第2項第7号）
- ⑧ 技術的能力を説明する書類（処理業省令第2条第2項第8号）
- ⑨ 汚水・排水処理計画書（処理業省令第2条第2項第16号）
- ⑩ 排水の水質の測定方法（処理業省令第2条第2項第17号）
- ⑪ 地下水の水質測定方法（処理業省令第2条第2項第18号）
- ⑫ 飛散等及び地下浸透の防止方法（処理業省令第2条第2項第19号）
- ⑬ 大気有害物質排出・処理・測定方法（処理業省令第2条第2項第20号）

2.2 汚染土壌処理業の許可の基準（法第 22 条第 3 項）

都道府県知事は、法第 22 条第 1 項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ汚染土壌処理業の許可をしてはならない。

2.2.1 汚染土壌処理施設に関する基準（処理業省令第 4 条第 1 号）

汚染土壌処理施設に関する基準は、当該申請に係る施設について、汚染土壌の処理に伴い汚染土壌処理施設に係る事業場の外へ汚染を拡散させることを防止することを含め、その構造が取り扱う汚染土壌の量及び汚染状態に応じた適正な処理ができるものであることを確保することを目的とするものである。汚染土壌処理施設に係る基準の審査に当たっては、書面上の審査のみならず、必ず、基準に適合していることを実地において確認されることになる（処理業通知記の第 1 の 2(3)）。

(1) 汚染土壌処理施設の種類（処理業省令第 4 条第 1 号イ）

申請に係る汚染土壌処理施設は、許可申請書に記載された汚染土壌処理施設の種類（浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設）のいずれかに該当しなければならない（処理業通知記の第 1 の 2(3)①）。

(2) 処理方法に応じた汚染土壌処理施設（処理業省令第 4 条第 1 号ロ）

処理の方法とは、図 2.1.2-1 に斜体で示した方式があり、また、汚染土壌の受入れから、保管、処理までの一連の作業の手順及び内容についても、許可申請書に記載された事項と合致していることを確認されなければならない（処理業通知記の第 1 の 2(3)②）。

例えば、浄化等処理施設のうち浄化を行う汚染土壌処理施設では、許可申請書に記載された処理の方法によって、特定有害物質を除去した後の土壌の汚染状態を土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合させることのできる設備を、受入設備や、点検設備など関連する他の設備と併せて設置していることを確認すること。

(3) 構造耐力上の安全性（処理業省令第 4 条第 1 号ハ）

汚染土壌処理施設は、年間を通じて安定した稼働のできるものでなければならないことから、自重、積載荷重、水圧、土圧、風圧、積雪荷重、地震力、温度応力等に対して構造上安全である必要がある。必要に応じて、耐摩耗性、耐腐食性等を持つものでなければならないが、例えば、燃焼により処理を行う場合等には高温によって設備が損傷を受けない材質である必要がある。

審査に当たっては、許可の申請時に添付した設計計算書等（2.1.3(3)参照）により確認される（処理業通知記の第1の2(3)③）。

(4) 腐食防止措置（処理業省令第4条第1項二）

分解処理による生成物等を含む排ガスや排水、処理において使用する薬剤の中には腐食性のものが含まれている場合があり、これらが汚染土壌処理施設に影響を及ぼさないように腐食防止のための措置を講じる必要がある。例えば、煙道の材質には腐食防止材を使用し、又は煙道の内面に腐食防止のための被覆、塗装等の措置が講じられている必要がある（処理業通知記の第1の2(3)④）。

(5) 飛散等・地下浸透・悪臭発散を防止する構造（処理業省令第4条第1号ホ）

汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造であり、又は必要な設備が設けられている必要がある（処理業通知記の第1の2(3)⑤）。

1) 飛散等及び悪臭の発散を防止する構造

飛散等及び悪臭の発散を防止する構造は、取り扱う汚染土壌の汚染状態や汚染土壌処理施設を構成する設備によって異なる。例えば、第一種特定有害物質、水銀及びPCBは大気中への拡散が懸念され、大気中に揮散されやすい状態に置くこと自体が環境保全上問題であるため、これらを含む汚染土壌の受入設備は屋内に設けることを基本とし、その上で屋内空気を処理してから排気するなど、揮散した第一種特定有害物質、水銀及びPCBを外部に拡散させないような配慮がなされていることが必要である。

例えば、分別等処理施設において、第一種特定有害物質を含む汚染土壌を受け入れる場合、保管設備及び処理設備の構造は、揮散した第一種特定有害物質を捕集するため吸引ブロワー及び活性炭吸着等の捕集又は分解装置等を備える必要がある、この構造を有していない場合には第一種特定有害物質を含む汚染土壌の異物除去や含水率調整は行えない。

また、飛散等を防止するために囲いや防塵ネットを使用、汚染土壌が雨水等に触れないための屋根等の雨水排除設備や外部への流出を防止するために防波堤や集水溝等を設けることも必要である。

表 2.2.1-1 に各設備における飛散、揮散、悪臭を防止するための構造の種類を、表 2.2.1-2 に飛散、揮散、悪臭の発散を防止するための構造の種類と内容を、図 2.2.1-1 に示す。

また、流出を防止するための措置の具体例として、下記のもの挙げられる。

- ① 集水設備を設けるとともに、集めた汚水を適切に処分する。
- ② 集水設備及び排水処理設備を設け、排水基準及び排除基準に適合させる。
- ③ ①～②と同等以上の措置を講ずる。

表 2.2.1-1 各設備における飛散、揮散、悪臭を防止するための構造の種類

| 設備名 | 汚染土壌処理施設の種類 | 構造の種類 |
|-----------------|---|-------|
| 保管設備 | 水銀及び PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質のみによる汚染土壌を受け入れる施設(悪臭を発生するものを受け入れない場合) | A |
| | 水銀及び PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質のみによる汚染土壌を受け入れる施設(悪臭を発生するものを受け入れる場合) | C |
| | 第一種特定有害物質、水銀及び PCB による汚染土壌を受け入れる施設 | C |
| 処理設備 (埋立地以外) | 水銀及び PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質のみによる汚染土壌を受け入れる施設(悪臭を発生するものを受け入れない場合) | B |
| | 水銀及び PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質のみによる汚染土壌を受け入れる施設(悪臭を発生するものを受け入れる場合) | C |
| | 第一種特定有害物質、水銀及び PCB による汚染土壌を受け入れる施設 | C |
| 処理設備(埋立地) | 埋立処理施設 | D |

表 2.2.1-2 飛散、揮散、悪臭を防止するための構造の種類と内容

| 構造の種類 | 構造の内容 |
|-------|--|
| A | 下記のいずれかの構造 ① 粉じん等が飛散しにくい構造かつ散水、防じんカバー等により飛散を防止する ② 建屋等で外気と遮断できる構造かつ、集じん機が設置されている ③ 前各号と同等以上の効果を有する構造 |
| B | 下記のいずれかの構造 ① 建屋等で外気と遮断できる構造かつ、集じん機が設置されている ② フード等で外気と遮断できる構造 ③ 前各号と同等以上の効果を有する構造 |
| C | 下記の全てを満足する構造 ① 建屋等で外気と遮断できる構造 ② 建屋等が負圧管理されている ③ 集じん機が設置されている ④ 揮発した物質を確実に除去又は分解により処理する機能を有する設備が設けられている |
| D | 下記のいずれかの構造 ① 散水施設によって散水が行われている ② 防じんカバーで覆われている ③ 薬液の散布又は表層の締固めが行われている ④ 前各号と同等以上の効果を有する構造 |

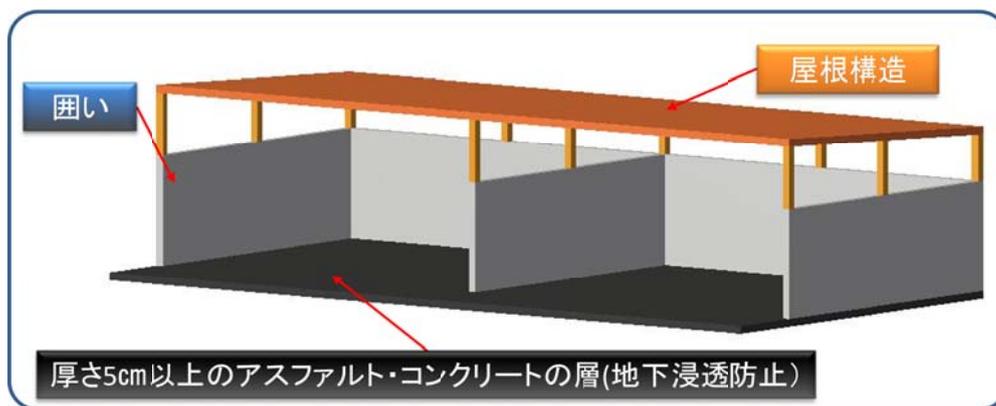


図 2.2.1-1 粉じん等が飛散しにくい構造の例

2) 地下浸透を防止する構造

汚染土壌と床面構造との接触時間や、雨水浸入の有無により、汚染が地下へ浸透するおそれは異なる。よって、地下浸透を防止する構造も、汚染土壌処理施設の種類の設備により異なると考えられる。

表 2.2.1-3 に各設備における地下浸透を防止する構造の種類を、表 2.2.1-4 に構造の種類と地下浸透を防止する構造を示す。

表 2.2.1-3 各設備における地下浸透を防止する構造の種類

| 施設名 | | 設備名 | 構造の種類 |
|----------|--------|-----------|-------|
| 浄化等処理施設 | | 保管設備 | A |
| | | 処理設備 | A |
| 分別等処理施設 | | 保管設備 | A |
| | | 処理設備 | A |
| セメント製造施設 | | 保管設備 | A |
| | | 処理設備 | A |
| 埋立処理施設 | 内陸埋立施設 | 保管設備 | A |
| | | 処理設備(埋立地) | C |
| | 水面埋立施設 | 保管設備 | A |
| | | 処理設備(埋立地) | D |
| | 盛土構造物等 | 保管設備 | A |
| | | 処理設備(埋立地) | B |

表 2.2.1-4 構造の種類と地下浸透を防止する構造

| 構造の種類 | 地下浸透を防止する構造 |
|-------|--|
| A | <p>雨水と汚染土壌が直接接しない構造(屋根等)及び、下記のいずれか又は同等以上の耐久性及び遮断の効果を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 厚さ 10 cm以上のセメント・コンクリートの層 ② 厚さ 5 cm以上のアスファルト・コンクリートの層 |
| B | <p>下記の①から⑦のいずれか又は同等以上の耐久性及び遮断の効果を有する遮水構造(底面及び側面)かつ、⑧から⑩のいずれか又は同等以上の耐久性及び遮断の効果を有する遮水構造(上面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地下全面に厚さが 5m 以上、かつ透水係数が 100nm/sec(岩盤では、ルジオン値が 1)以下である不透水性地層がある ② 厚さが 50 cm以上、かつ、透水係数が 10nm/sec 以下である粘土その他の材料の層の表面に遮水シートが敷設 ③ 厚さが 5 cm以上、かつ、透水係数が 1nm/sec 以下であるアスファルト・コンクリートの層の表面に遮水シートが敷設 ④ 不織布その他の物の表面に二重の遮水シートが敷設(当該遮水シートの中に、車両の走行又は作業による衝撃その他の不可により双方の遮水シートが同時に損傷することを防止することができる十分な厚さの強度を有する不織布その他のものが設けられていること) ⑤ 薬剤等の注入により、当該不透水性地層までの埋立設備の周囲の地盤が、ルジオン値が 1 以下となるまで固化 ⑥ 地下の全面に不透水性地層があり、かつ、厚さが 50 cm以上、かつ、透水係数が 10nm/sec 以下である壁が埋立設備の周囲に当該不透水性地層まで設置 ⑦ 一軸圧縮強度が 25N/mm²以上、かつ、厚さが 35 cm以上の水密性を有する鉄筋コンクリート ⑧ 厚さ 10 cm以上のセメント・コンクリートの層 ⑨ 厚さ 5 cm以上のアスファルト・コンクリートの層 ⑩ 転圧管理された厚さ 50 cm以上の土砂(排水処理設備が設置され、稼働している場合) |
| C | <p>下記のいずれか又は同等以上の耐久性及び遮断の効果を有するもの(ただし基礎地盤のうちその割合が 50%以上で、埋立物の保有水又は雨水等の水位が達するおそれのある高さを超える部分は基礎地盤に吹付モルタルに遮水シート若しくはゴムアスファルト又はこれらと同等以上の遮水の効力、強度及び耐久力を有するものでよい。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地下全面に厚さが 5m 以上、かつ透水係数が 100nm/sec(岩盤では、ルジオン値が 1)以下である不透水性地層がある ② 厚さが 50 cm以上、かつ、透水係数が 10nm/sec 以下である粘土その他の材料の層の表面に遮水シートが敷設 ③ 厚さが 5 cm以上、かつ、透水係数が 1nm/sec 以下であるアスファルト・コンクリートの層の表面に遮水シートが敷設 ④ 不織布その他の物の表面に二重の遮水シートが敷設(当該遮水シートの中に、車両の走行又は作業による衝撃その他の不可により双方の遮水シートが同時に損傷することを防止することができる十分な厚さの強度を有する不織布その他のものが設けられていること) |
| D | <p>下記のいずれか又は同等以上の耐久性及び遮断の効果を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 薬剤等の注入により、不透水性地層までの埋立設備の周囲の地盤が、ルジオン値が 1 以下となるまで固化 ② 地下の全面に不透水性地層があり、かつ、厚さが 50 cm以上であり、かつ、透水係数が 10nm/sec 以下である壁が埋立設備の周囲に当該不透水性地層まで設置 ③ 地下の全面に不透水性地層があり、かつ、止水型鋼矢板が埋立設備の周囲に当該不透水性地層まで設置 |

(6) 著しい騒音及び振動の発生防止（処理業省令第4条第1号へ）

汚染土壌処理施設を構成する設備を稼働すること等により著しい騒音や振動が生じ、汚染土壌処理施設周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性がある。そのため、汚染土壌処理施設の周辺環境の状況に応じて、低騒音型の機器の採用や、防音壁を設ける必要がある（処理業通知記の第1の2(3)⑥）。

(7) 排水処理設備等（公共用水域）（処理業省令第4条第1号ト）

排水を公共用水域に排出する場合には、次に掲げる設備が設けられている必要がある。

1) 排水口における排水の水質を排水基準に適合させるために必要な処理設備（処理業省令第4条第1号ト(1)）

排水の水質を排水基準に適合させる処理設備とは、汚染土壌処理施設に受け入れる汚染土壌の量及び当該汚染土壌に含まれる特定有害物質と採用する処理の方法の原理からみて排水に含まれることが予想される有害物質等を排水基準に適合させることのできるものである（処理業通知記の第1の2(3)⑦）。

なお、処理することができる汚染土壌の濃度の上限値を設定していない浄化等処理施設にあっては、処理することができる特定有害物質ごとに、2.1.2(10)で示した汚染土壌を処理することが可能であることを証明する実験の方法及び結果や、2.1.3(4)で示したマテリアルバランスを示す書類をもとに、特定有害物質による汚染状態が高い汚染土壌の処理に伴って発生する排水の処理が可能な設備を設ける必要がある。

- ① 排水基準を定める省令第2条の環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値が同令別表第1の上欄に掲げる有害物質の種類及び別表第2の上欄に掲げる項目ごとにそれぞれの表の下欄に掲げる許容限度を超えないこと（処理業省令第4条第1号ト(1)(イ)）。
- ② ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1項第2号に規定する方法により測定した場合における測定値が同令別表第2の下欄に掲げる許容限度（ダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定により排出基準が定められた場合においては、当該排出基準で定める許容限度を含む。）を超えないこと（処理業省令第4条第1号ト(1)(ロ)）。

2) 排水水の水質を測定するための設備（処理業省令第4条第1号ト(2)）

1)の①、②に示した方法により排水水の水質を測定するための設備が必要である。

排水水の水質を測定するための設備とは、適切な排水水を採取するための採取口が設けられていればよい。また、測定については外部委託しても差し支えない。

(8) 排水水処理設備等（下水道）（処理業省令第4条第1号チ）

排水水を排除して下水道を使用する場合には、次に掲げる設備が設けられている必要がある（処理業通知記の第1の2(3)⑧）。

1) 排水口における排水水の水質を排除基準に適合させるために必要な処理設備（処理業省令第4条第1号チ(1)）

排水口における排水水の水質を排除基準に適合させる処理設備とは、施設に受け入れる汚染土壌の量及び当該汚染土壌に含まれる特定有害物質と採用する処理の方法の原理からみて排水水に含まれることが予想される汚染物質等を排除基準に適合させることのできるものである。

なお、処理することができる汚染土壌の濃度の上限値を設定していない浄化等処理施設にあっては、処理することができる特定有害物質ごとに、2.1.2(10)で示した汚染土壌を処理することが可能であることを証明する実験の方法及び結果や、2.1.3(4)で示したマテリアルバランスを示す書類をもとに、特定有害物質による汚染状態が高い汚染土壌の処理に伴って発生する排水水の処理が可能な設備を設ける必要がある。

2) 排水水の水質を測定するための設備（処理業省令第4条第1号チ(2)）

下水道測定方法により排水水の水質を測定するための設備が必要である。

排水水の水質を測定するための設備とは、2.2.1(7)2と同様、適切な排水水を採取するための採取口が設けられていればよい。また、測定については外部委託しても差し支えない。

(9) 地下水モニタリング設備（処理業省令第4条第1号リ）

1) 測定設備

汚染土壌処理施設の周縁の地下水の汚染状態を測定するための設備が設けられている必要がある。

地下水モニタリング設備には、地下水を採取するための採取口が必要であり、施設を設置する場所の、周縁の地下水の流向を把握した上で、当該地下水の下流側や、特定有害物質が漏出した場合において、最も濃度が高くなると考えられる場所に設置する必要がある（処理業通知記の第1の2(3)⑨）。

なお、地下水の流向が不明な場合には、モニタリング設備を四方に配置する必要がある。

また、水面埋立処分を行う最終処分場の場合には、周辺の水域の水又は周縁の地下水を採取するための採取口があればよい。

これらの測定については、2.2.1(7)2と同様に、外部委託しても差し支えない。

2) 環境大臣が定める地下浸透防止措置

地下浸透防止措置が講じられている場合には、周縁の地下水の汚染状態を測定する設備が必要なく、測定を行う必要もない。

この地下浸透防止措置の具体的な内容は下記のとおりである。図 2.2.1-2 にその例（揮散及び悪臭のない汚染土壌の保管設備の場合）を示す。

- ① 処理業省令第4条第1号ホの構造のうち特定有害物質等の地下浸透防止のために必要な構造の床及び路面を二重に設けること
- ② 特定有害物質等が地下に浸透していないことを目視その他の方法により確認するために十分な空間を各設備に応じて、表 2.2.1-3 及び表 2.2.1-4 で示した構造を有した二重の床及び路面の間で形成すること。

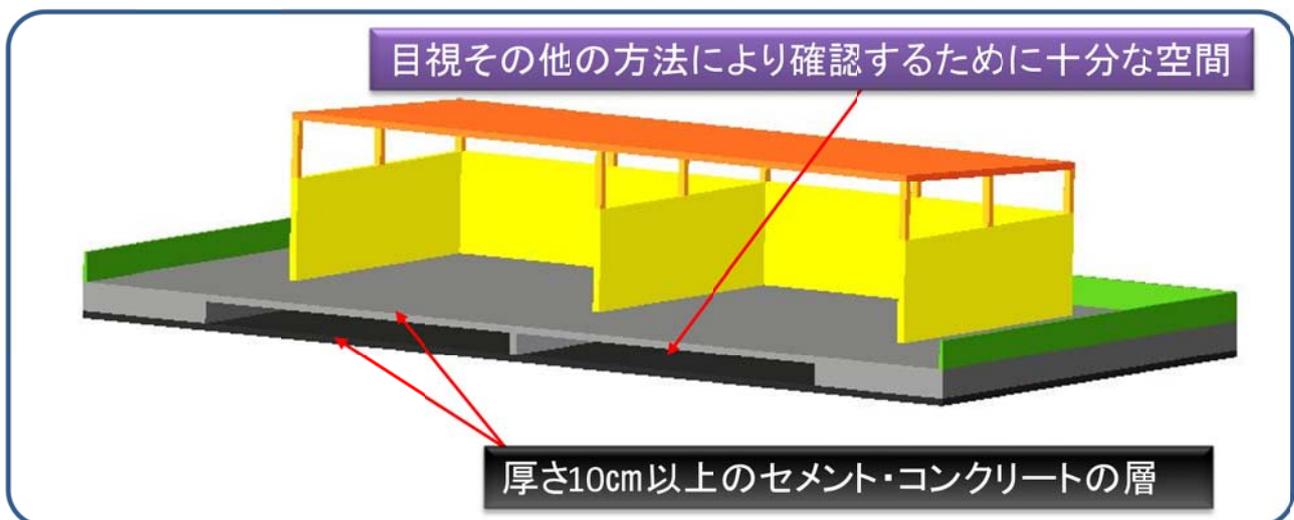


図 2.2.1-2 保管設備における環境大臣が定める地下浸透防止措置の例

(10) 大気有害物質処理設備等（処理業省令第4条第1号又）

浄化等処理施設又はセメント製造施設において、排出口から大気中に大気有害物質を排出する場合、排出口において、表 2.2.1-5 に示すように大気有害物質の量が許容限度を超えないようにするために必要な大気有害物質処理設備を設けるとともに、大気有害物質測定設備も設けられている必要がある。

大気有害物質処理設備は、汚染土壌処理施設に受け入れる汚染土壌の量及び当該汚染土壌に含まれる特定有害物質と採用する処理の方法の原理からみて排気に含まれる大気有害物質を基準に適合させることのできるものである必要がある。また、大気有害物質測定設備とは、排気を採取するための採取口（処理設備の煙道や、保管設備の排気口など）があれば足り、測定については外部へ委託しても差し支えない（処理業通知記の第1の2(3)⑩）。

なお、2.2.6(16)にも記載しているが、大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）施行規則の一部を改正する総理府令（昭和54年総理府令第37号）の附則第6項の経過措置の適用を受けるセメント製造施設では、窒素酸化物の大気への排出の許容限度は、当分の間、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1m³につき480cm³とされている。

また、分別等処理施設において排出口及び大気有害物質処理設備を設けている場合、大気有害物質処理設備が適切に機能しているか確認するために、大気有害物質の測定を行うことが望ましい。

処理することができる汚染土壌の濃度の上限値を設定していない浄化等処理施設にあつては、処理することができる特定有害物質ごとに、2.1.2(10)で示した汚染土壌を処理することが可能であることを証明する実験の方法及び結果や、2.1.3(4)で示したマテリアルバランスを示す書類をもとに、特定有害物質による汚染状態が高い汚染土壌の処理に伴って発生する大気有害物質の処理が可能な設備を設ける必要がある。

また、処理業省令第5条第16号ロに規定されている許容限度が設けられていない大気有害物質のうち、水銀、PCB及びダイオキシン類については、処理方法によっては、処理に伴って発生する排ガスに移行し、大気中に放出されるおそれがある。そこで、浄化等処理施設（処理方法が熱脱着、熱分解及び溶融の場合）又はセメント製造施設のうち、水銀を受け入れる汚染土壌処理施設の場合にあつては、諸外国における廃棄物焼却施設における水銀排出基準等を踏まえ、排出口における濃度の上限値が0.05～0.2mg/m³の範囲となるように大気有害物質処理設備を設けることが望ましい。また、浄化等処理施設（処理方法が熱脱着、熱分解及び溶融の場合）又はセメント製造施設のうち、PCBを受け入れる施設にあつては、「PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCB暫定排出許容限界について（昭和47年12月22日昭和47年環大企第141号）」によるPCB排出許容限界を踏まえ、排出口におけるPCB濃度の上限値が0.15mg/m³となるように、及びダイオキシン類対策特別措置法で定められた廃棄物焼却施設等に係る大気排出基準を踏まえ、排出口におけるダイオキシン類濃度の上限値が0.1ng-TEQ/Nm³となるように大気有害物質処理設備を設けることが望ましい。

表 2.2.1-5 大気有害物質と許容限度

| 大気有害物質の種類 | 許容限度 |
|---------------------|--|
| ① カドミウム及びその化合物 | 1.0 mg |
| ② 塩素 | 30 mg |
| ③ 塩化水素 | 700 mg |
| ④ ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素 | 10 mg |
| ⑤ 鉛及びその化合物 | 20 mg |
| ⑥ 窒素酸化物 | 250 cm ³ * (排出ガス量が 10 万 m ³ /日未満の浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、350 cm ³) |
| ⑦ 1,2-ジクロロエタン | — |
| ⑧ ジクロロメタン | |
| ⑨ 水銀及びその化合物 | |
| ⑩ テトラクロロエチレン | |
| ⑪ トリクロロエチレン | |
| ⑫ ベンゼン | |
| ⑬ PCB | |
| ⑭ ダイオキシン類 | |

※ 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令附則第六項の経過措置の適用を受けるセメント製造施設は、480 cm³。

①、②、④及び⑤に掲げる許容限度は大気汚染防止法施行規則別表第3の備考1に掲げる方法により測定される量として表示されたものとし、③に掲げる許容限度は同表の備考2に掲げる式により算出された量とし、⑥に掲げる許容限度は同令別表第3の2の備考に掲げる式により算出された量である。

2.2.2 申請者の能力に関する基準（処理業省令第4条第2号）

(1) 統括管理責任者（処理業省令第4条第2号イ）

汚染土壌の処理に関する業務を統括管理し、当該業務について一切の責任を有する者として統括管理責任者が存在している必要がある（処理業通知記の第1の2(4)①ア）。

2.1.3(8)1)に示したように、統括管理責任者の氏名及び役職並びに当該者が当該業務を統括管理する権限を有することを確認することができる管理体制系統図があればよい。

なお、統括管理責任者には資格や実務経験等の条件は不要である。

(2) 運転維持管理担当者及び公害防止担当者（処理業省令第4条第2号ロ）

汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理を的確に行うに足る知識及び技能を有する者として、運転維持管理担当者及び公害防止担当者が配置されている必要がある（処理業通知記の第1の2(4)①イ）。

配置されている旨の確認は、2.2.2(1)と同様に、管理体制系統図に運転維持管理担当者及び

公害防止担当者が記載されていればよい。

運転維持管理担当者及び公害防止担当者は、同一の者でもよいし、兼務をしてもよい。

処理業省令第4条第2号口の規定は、平成22年4月1日時点で、現に認定浄化施設、セメント施設等において実態として土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌の処理を業として行っている者については、3年の間は適用されないこととされている（処理業省令附則第2条）が、経過措置の適用を受けた汚染土壌処理業者は、猶予期間である3年の間に次の1)及び2)に該当する者を許可に係る汚染土壌処理施設に適切に配置する必要がある。

1) 運転維持管理担当者（処理業省令第4条第2号口(1)）

汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について3年以上の実務経験を有する者を運転維持管理担当者として配置しなければならない（処理業通知記の第1の2(4)①イ(イ)）。

ここで、運転維持管理担当者の実務経験は、許可を得ようとする汚染土壌処理施設と同一の処理方法を採用した施設での実務経験である必要がある。

よって、浄化等処理施設（浄化（抽出－洗浄処理））の許可を得ようとする場合に、浄化等処理施設（浄化（抽出－化学脱着））など、同一の処理方法ではない施設における3年間の実務経験は認められない。

また、複数の処理方法を採用する汚染土壌処理施設では、処理方法ごとに運転維持管理担当者を配置しなければならない（兼務することは可能である）。

実務経験として認められるものの例を下記に示す。

- ① 浄化等処理施設（浄化（抽出－洗浄処理））の許可を得ようとする場合、認定浄化施設（抽出－洗浄処理）における3年間の実務経験（認定前の実務経験を含む）
- ② 埋立処理施設（内陸埋立処理施設）の許可を得ようとする場合、管理型最終処分場における3年間の実務経験
- ③ 埋立処理施設（盛土等構造物）の許可を得ようとする場合、盛土構造物や地下構造物建設における3年間の実務経験
- ④ 分別等処理施設（含水率調整）の許可を得ようとする場合、産業廃棄物処理施設（汚泥の脱水）における3年間の実務経験

なお、3年以上の実務経験の審査に当たっては、2.1.3(8)2)②に記載したように、実務経験を証する書類や就業証明書等を提出することで行われる。

2) 公害防止担当者（処理業省令第4条第2号口(2)）

汚染土壌処理施設から生ずる公害を防止するための知識を有する者を公害防止担当者として、配置しなければならない（処理業通知記の第1の2(4)①イ(ロ)）。

公害防止担当者には、下記の3種類がある。

- ① 大気汚染に係る公害の防止に必要な知識を有する公害防止担当者(大気関係公害防止担当者)
- ② 水質汚濁に係る公害の防止に必要な知識を有する公害防止担当者(水質関係公害防止担当者)
- ③ ダイオキシン類による公害の防止に必要な知識を有する公害防止担当者(ダイオキシン類関係公害防止担当者)

全ての汚染土壌処理施設で、①及び②を配置しなければならない。例えば、分別等処理施設であり、排ガスを排出しない処理方法である場合においても大気関係公害防止担当者を配置しなければならない。

また、ダイオキシン類を生じる可能性のある汚染土壌処理施設の場合には、③も配置する必要がある。ここで、「ダイオキシン類を生じる可能性のある施設」とは、例えば第一種特定有害物質について加熱処理を行う施設が考えられ、汚染土壌処理施設ごとに受け入れる汚染土壌の量及び当該汚染土壌に含まれる特定有害物質と処理方法から判断される。ダイオキシン類を生じる可能性のある施設の例としては、下記に示す①から④が挙げられる。

- ① 浄化等処理施設(浄化(抽出-熱脱着))
- ② 浄化等処理施設(浄化(分解-熱分解))
- ③ 浄化等処理施設(溶融)
- ④ セメント製造施設

公害防止担当者は、許可申請書に添付された、2.1.3(8)に示した表 2.1.3-1 の書類を確認することによって行われる。

(3) 経理的基礎(処理業省令第4条第2号ハ)

汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理の事業を的確にかつ継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かに関する審査について留意すべき点は以下のとおりである。

- ① 申請者が法人である場合には、事業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類、貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(確定申告書の写し及び納税証明書)の内容を十分審査し、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かが判断される(処理業通知記の第1の2(4)②ア(i))。
- ② 申請者が個人である場合には、事業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類、資産に関する調書並びに所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(確定申告書の写し及び納税証明書)の内容を十分審査し、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かが判断される(処理業通知記の第1の2(4)②ア(ロ))。

- ③ 事業の開始及び継続に要する資金の総額とは、事業の開始及び継続に必要と判断される一切の資金をいうものであって、資本金の額のほか、事業の用に供する汚染土壌処理施設の整備に要する費用、損害賠償保険の保険料等が含まれるものである（処理業通知記の第1の2(4)②ア(ハ)）。
- ④ 汚染土壌処理業以外の事業を兼業している場合には、できる限り汚染土壌の処理に係る部門における経理区分を明確にして書類を提出する（処理業通知記の第1の2(4)②ア(ニ)）。
- ⑤ 事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すると判断されるためには、利益が計上できていること又は自己資本比率が1割を超えていることが望ましい（少なくとも債務超過の状態でないことが相当である。）が、さらに、以下に留意して判断される（処理業通知記の第1の2(4)②ア(ホ)）。
- ・ 事業の用に供する施設について、法定耐用年数に見合った減価償却が行われていること、役員報酬が著しく少なく計上されていないこと。
 - ・ 利益が計上できているか否かについては、過去3年間程度の損益平均値をもって判断することとし、欠損である場合にあっては直前期が黒字に転換しているか否かを勘案する。
 - ・ 高額の設定投資を要する場合にあっては、設備投資の当初に利益を計上できないことが多いことから、減価償却率に応じた損益の減少等を勘案する。
 - ・ 経理的基礎を有しないと判断するに当たっては、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出することになる。
- ⑥ 金銭債務の支払不能に陥った者、事業の継続に支障を来すことなく弁済期日にある債務を弁済することが困難である者、銀行取引停止処分がなされた者、債務超過に陥っている法人、直前3年間において法人税（個人にあっては、所得税）の滞納・未納がある者等については、経理的基礎を有しないものと判断される。また、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続が開始された法人等の経理的基礎については、事業の実績及び再生計画又は更生計画の内容に照らし慎重に判断される可能性があるが、再生手続又は更生手続が開始された場合には、経理的基礎を有しないものと判断される。その他の場合においても、報告徴収等の積極的な活用を通じて、経理的基礎の状況の把握がなされるとともに、再生手続終結決定又は更生手続終結決定の見込みが立たない段階においては、事業の停止を命ずること等の措置を講じられることも考えられる（処理業通知記の第1の2(4)②ア(ハ)）。

(4) 廃止措置を講ずるに足りる経理的基礎（処理業省令第4条第2号ニ）

廃止措置を講ずるに足りる経理的基礎を有しているか否かは、見積書（処理業省令第2条第

2 項第 21 号) に記載された処理業省令第 13 条各号に掲げる廃止時の措置に要する費用の総額を、直近の貸借対照表で示されている流動資産の額の合計が上回っているか否かという観点から審査される。なお、廃止時の措置に要する額の見積りに当たっては、①から④までの考え方により算出する必要がある。

なお、下記①から④までに掲げる費用のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の許可に係る埋立処理施設であって、同法第 15 条の 2 の 3 において準用する同法第 8 条の 5 第 1 項に規定する維持管理積立金の用途及び目的と重なり合う費用の限度において、当該維持管理積立金によって積み立てられていると認められる費用がある場合については、当該維持管理積立金をもって、下記①から④までに掲げる費用の見積額を満たしていると考えられる。また、保険によって、上記維持管理積立金と同等程度に廃止時の措置義務を講ずるに足りる費用を担保することができると認められる場合には、当該保険をもって、当該費用の見積額を満たしていると考えられる（処理業通知記の第 1 の 2(4)②イ）。

- ① 汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌の処理に要する費用の額については、汚染土壌処理施設における保管設備の容量の上限値の汚染土壌について、他の汚染土壌処理業者にその適正な処理を委託するのに要する費用を算出の基礎とする（処理業通知記の第 1 の 2(4)②イ(i)）。
- ② 汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地であった土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況についての調査に要する費用の額については、当該敷地全域につき、法第 3 条第 1 項の環境省令で定める方法により調査をすることを想定してそれに要する費用を算出の基礎すること。この場合において、申請者が汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第 25 条の規定により許可を取り消された場合において、当該調査の過程の全部を省略することが確実であると認められるときは、その旨を記載した書面をもって、当該調査に要する費用の見積額を記載した書類に代えてもよい（処理業通知記の第 1 の 2(4)②イ(ii)）。
- ③ 汚染土壌処理施設が設置されていた場所の周縁の地下水の水質の測定に要する費用の額については、3 カ月に 1 回の頻度で 2 年間継続して当該測定を行うと仮定して、計 8 回の地下水の水質の測定に要する費用を算出の基礎とする（処理業通知記の第 1 の 2(4)②イ(iii)）。
- ④ 埋立処理施設における水の浸透防止措置に要する費用の額については、キャッピングシート等の遮水シートを敷設するのに要する費用に加えて、計画覆土の厚さ及び覆土面積により算出される必要覆土量と覆土工事費単価の積により算出すること。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の許可に係る埋立処理施設にあつては、当該遮水シートを敷設するのに要する費用を除外してもよい（処理業通知記の第 1 の 2(4)②イ(iv)）。

2.2.3 欠格要件（法第22条第3項第2号）

欠格要件は、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除するために申請者の一般的適性についての要件を定めたものであって、これらに該当しないことが許可の要件とされていることから、許可に当たっては、これらに該当する事由の有無について確実な調査により、該当する場合は速やかに不許可処分がなされ、また、更新許可の場合には、従前の許可の取消しもなされる。

なお、欠格要件該当の有無について関係行政機関に照会する場合にあっては、法第56条第2項の規定に基づき行うものである（処理業通知記の第1の2(5)①）。

法第22条第3項第2号には、申請者が下記のいずれにも該当しないことと記載されている。

- ① 法又は法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者（法第22条第3項第2号イ）
- ② 法第25条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者（法第22条第3項第2号ロ）
- ③ 法人であって、その事業を行う役員のうち①又は②のいずれかに該当する者があるもの（法第22条第3項第2号ハ）

なお、法第22条第3項第2号ハに規定する「その事業を行う役員」とは、汚染土壌の処理の事業を行う役員を指し、申請者である法人が、汚染土壌処理業以外の事業を兼業している場合における当該兼業する他の事業のみを行う部門の担当役員については含まれない（処理業通知記の第1の2(5)②）。

2.2.4 許可の更新（法第22条第4項及び第5項）

汚染土壌処理業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う（法第22条第4項）。

また、法第22条第2項の規定（許可申請書の提出）、及び第3項の規定（許可に関する基準）についても許可更新時には準用される（法第22条第5項）。

更新の申請は、審査の期間を考慮して、余裕をもって行う必要がある。

2.2.5 汚染土壌処理業の許可証の交付等（処理業省令第14条）

(1) 許可証の交付（処理業省令第14条第1項）

都道府県知事は、法第22条第1項の規定により許可をしたとき、又は法第23条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第6による許可証を交付しなければならない。

許可証中「許可の年月日」については、法第22条第1項又は法第23条第1項の許可をした日が記載され、「許可の有効期限」については、法第22条第1項の許可をした日から5年間となる。また「変更の内容」には法第23条第1項の許可をした日又は許可証の書換えをした日を記載することとし、その具体的内容についても記載する（処理業通知記の第1の2(6)①）。

図2.1.1-1に示した許可申請書に基づき許可された汚染土壌処理施設の許可証の例を図2.2.5-1に示す。

なお、「汚染土壌処理施設の種類」、「汚染土壌処理施設の処理能力」及び「汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態」については、許可された汚染土壌処理施設における処理方法ごとに記載されることになる。

また、分別等処理施設に係る汚染土壌処理業の許可に係る申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設のみであり、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合する場合は、当該分別等処理施設に係る汚染土壌処理業の許可証の「汚染土壌処理施設の種類」に「再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設に限定」と記載される必要がある。

汚染土壌処理業許可証

東京都港区▲▲○-○-○
 土壌洗浄株式会社
 代表取締役社長 環境 次郎

土壌汚染対策法 第 22 条第 1 項
 第 23 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

川崎市長 ○○ ○○ 印

| | | |
|--|---|--|
| 許可の年月日 | 平成 22 年 6 月 10 日 | |
| 許可の有効期限 | 平成 27 年 6 月 09 日 | |
| 汚染土壌処理施設に係る 事業場の名称 | 土壌洗浄株式会社 川崎事業所 | |
| 汚染土壌処理施設の設置の場所 | 神奈川県川崎市川崎区△△0-0-0 | |
| 汚染土壌処理施設の種類の | ① 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理)) ② 分別等処理施設(異物除去) ③ 分別等処理施設(含水率調整) | |
| 汚染土壌処理施設の処理能力 | ① 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理)) 20t/h 160t/d(8時間) ② 分別等処理施設(異物除去) 10t/h 80t/d(8時間) ③ 分別等処理施設(含水率調整) 10t/h 80t/d(8時間) | |
| 汚染土壌処理施設において処理 する汚染土壌の特定有害物質に よる汚染状態 | ① 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理)) | |
| | 受け入れられる 特定有害物質 | 水銀及びその化合物を除く第二種特定有害物 質 |
| | 受け入れられる 特定有害物質の 汚染状態 | 第二溶出量基準以下とする。 |
| | ② 分別等処理施設(異物除去) | |
| | 受け入れられる 特定有害物質 | 水銀及びその化合物並びに PCB を除く第二種 及び第三種特定有害物質 |
| | 受け入れられる 特定有害物質の 汚染状態 | 濃度の上限値はなしとする。 |
| | ③ 分別等処理施設(含水率調整) | |
| | 受け入れられる 特定有害物質 | 水銀及びその化合物並びに PCB を除く第二種 及び第三種特定有害物質 |
| | 受け入れられる 特定有害物質の 汚染状態 | 濃度の上限値はなしとする。 |
| 変更の内容 | | |

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

図 2.2.5-1 汚染土壌処理業許可証の記載例

(2) 許可証の書換え・再交付（処理業省令第14条第2項）

処理業省令第14条第1項の許可証の交付を受けた者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき、又は許可証を亡失し、若しくはき損したときは、様式第7による汚染土壌処理業許可証の書換え又は再交付の申請書を都道府県知事に提出し、許可証の書換え又は再交付を受けることができる。

(3) 許可証の提示（処理業省令第14条第3項）

処理業省令第14条第1項の許可証の交付を受けた者は、当該者に汚染土壌の処理を委託しようとする者から許可証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(4) 許可証の返納（処理業省令第14条第4項）

処理業省令第14条第1項の許可証の交付を受けた者は、次の①から⑥のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに許可証を都道府県知事に返納しなければならない（処理業通知記の第1の2(6)③）。

- ① 許可の更新を行う場合
- ② 施設の変更許可を行う場合
- ③ 許可証を亡失し、若しくはき損した場合において新たな許可証を交付するとき
- ④ 許可証を紛失した者が新たな許可証の交付を受けた場合において紛失した従前の許可証を発見したとき
- ⑤ 汚染土壌処理業者が事業の全部を休止し、若しくは廃止する場合（事業の休止の場合は、休止期間中の一時返納）
- ⑥ 許可の取消し若しくは停止の場合（許可の停止の場合は、停止期間中の一次返納）

2.2.6 処理に関する基準（法第22条第6項、処理業省令第5条）

法第22条第1項の許可を受けた汚染土壌処理業者が汚染土壌の処理を行うに当たっては、受け入れた汚染土壌の適正処理及び当該許可に係る施設外への汚染の拡散防止のために法第22条第6項の汚染土壌の処理に関する基準に常に従わなければならない。

また、都道府県知事は、汚染土壌処理業者により、処理に関する基準に適合しない処理が行われた場合には、その適正な処理の実施を確保するため、処理の方法の変更、その他必要な措置を講ずべき措置を命ずることや（法第24条）、その事業の許可を取り消し又はその事業の停止を命ずること（法第25条第3号）等の措置をとることにより、汚染土壌の処理に伴う当該汚染土壌処理施設外への汚染の拡散を防止することとなる（処理業通知記の第2の1）。

なお、浄化等処理施設において、汚染の除去等の処理を行った後の土壌であって、含水率が高く泥状のもの（脱水ケーキ等を含む。）は、汚染土壌として取り扱わなければならない。

(1) 飛散等、地下浸透及び悪臭発散を防止する措置（処理業省令第5条第1号）

特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずる必要がある（処理業通知記の第2の2(1)）。

1) 飛散等及び悪臭の発散を防止する構造

汚染土壌処理施設の各設備における措置については、汚染土壌処理業の許可の基準（2.2.1(5)1）の表2.2.1-1及び表2.2.1-2参照）に示した構造を有している必要がある。

さらに、汚染土壌処理施設からの飛散等及び悪臭の発散を防止するための構造及び設備が確実に機能するように維持管理を行う必要がある。

なお、処理に伴う悪臭については、処理業省令第5条第1号は、汚染土壌の処理に伴う生活環境の保全上の支障を生じさせないための規定であり、処理に伴い当然に生じる臭気を全く許さないような、対応不可能な措置を講ずることまで求めている訳ではないが、施設周辺からの苦情等がないような措置を講ずることが望ましい。

2) 地下浸透を防止する構造

汚染土壌処理施設の各設備における措置については、汚染土壌処理業の許可の基準（2.2.1(5)2）の表2.2.1-3及び表2.2.1-4参照）に示した構造を有していればよい。

さらに、汚染土壌処理施設からの地下浸透を防止するための構造及び設備が確実に機能するように維持管理を行う必要がある。

(2) 著しい騒音及び振動の発生防止措置（処理業省令第5条第2号）

汚染土壌処理施設を構成する設備を稼働すること等により騒音や振動が生じ、汚染土壌処理施設周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性がある。そのため、汚染土壌処理施設の周辺環境の状況に応じて、低騒音型の機器を採用し、防音壁を設けるなどの措置を講ずるとともに、設備が確実に機能するように維持管理を行う必要がある（処理業通知記の第2の2(2)）。

(3) 緊急時の対応（処理業省令第5条第3号）

汚染土壌処理施設において事故等により特定有害物質等が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散した場合には、直ちに当該汚染土壌処理施設の運転を停止した後、まず当該汚染土壌処理施設の点検を行い、飛散した汚染土壌や流出した液体の回収を図る等、当該汚染土壌処理施設内部及び周辺地域の環境汚染の修復を図るための必要な措置を講ずる必要がある。

また、この場合、法第22条第9項に基づく都道府県知事への届出を行う必要があることに注意が必要である（処理業通知記の第2の2(3)）。

1) 緊急連絡体制等の整備

施設内での汚染土壌の運搬、処理施設中の事故などにより緊急対応を迫られることが考えられる。そこで、予め緊急時連絡体制系統図を作成し、災害等の緊急時には、この緊急時連絡体制系統図に沿って、関係機関等へも連絡する必要がある。

緊急時連絡体制系統図の例を図 2.2.6-1 に示す。

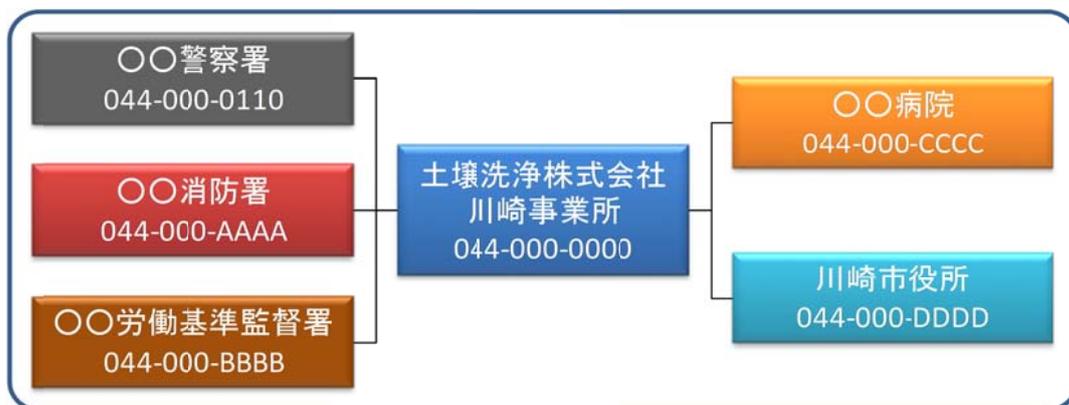


図 2.2.6-1 緊急時連絡体制系統図

2) 緊急対応マニュアル及び教育

事故等による被害及び影響を最小限とするためには、事故等の緊急時における連絡先、被害を防止するために必要な措置を記載した緊急時対応マニュアルを策定することが重要である。

また、作業員等には、当該マニュアルを周知させるとともに、定期的に訓練などを行うことが望ましい。

作業員への教育では、下記に示す項目について周知させることが望ましい。

- ① 緊急連絡体制系統図について
- ② 緊急時対応マニュアルについて
- ③ 特定有害物質による人の健康への影響について
- ④ 保護具等の使用方法について
- ⑤ 施設内移動時の揺れや振動が、飛散、こぼれ、漏洩につながる事
- ⑥ 自動車等のタイヤ・車体、作業員の長靴等に付着した汚染土壌を施設外に持ち出さないこと

3) 緊急時の措置

事故等による緊急時には、緊急連絡体制系統図及び緊急時対応マニュアルに従って、適切な措置を講じる必要がある。具体的な措置として、下記のようなものが考えられる。

- ① 作業を中止し、応急措置を講じ、付近の者に警告を行うとともに、緊急連絡先に連絡し、その指示に従う。
- ② 適切な保護具を着用し、飛散・流出した汚染土壌の回収を行う。
- ③ 特定有害物質等が公共用水域又は地下に飛散・浸透し、又は大気に揮散された場合には、都道府県等と協議し、環境モニタリング調査等、必要な措置を講ずる。

(4) 汚染土壌の受入れ（処理業省令第5条第4号）

汚染土壌処理施設への汚染土壌の受入れの基準は、下記のとおりである。

- 1) 当該汚染土壌処理施設の処理能力を超える汚染土壌又は許可申請書に記載した当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に照らして、処理することができない汚染土壌を受け入れてはならないこと（処理業省令第5条第4号イ）

受け入れる汚染土壌の量は、許可申請書に記載した汚染土壌処理施設における処理能力に

見合ったものでなければならない。具体的には、1日当たりの処理量に60を乗じて得た量、又は保管設備の容量のどちらか少ない量を超えて汚染土壌を受け入れてはならない。

また、汚染土壌処理施設において処理することが可能である汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に照らして、処理することができない汚染土壌は、当該汚染土壌処理施設に受け入れてはならない。

例えば、第一種特定有害物質のみを処理することのできる汚染土壌処理施設の場合、第一種特定有害物質以外の特定有害物質によって汚染されている汚染土壌を受け入れてはならない。また、第二溶出量基準に適合する汚染土壌のみを処理することができ汚染土壌処理施設では、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れてはならない。

汚染土壌処理施設が受け入れる汚染土壌が複数の特定有害物質によって汚染されており、当該汚染土壌処理施設においてすべての特定有害物質を処理することができない場合、当該汚染土壌処理施設において当該汚染土壌に係る一部の特定有害物質の処理を行い、その後の処理を許可申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設において行うことにより、当該汚染土壌を土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合させるなどして当該汚染土壌による健康被害が生ずることのないようにする場合においては受入れが可能となる（処理業通知記の第2の2(4)①）。

なお、受け入れた汚染土壌の計量及び性状の分析を行い、その結果を記録し保管する必要があるが、受け入れたままの汚染状態につき、全25の特定有害物質の分析まで行うことが義務づけられているものではない。

ここで汚染土壌の性状の分析とは、処理の基準に照らし、適正な処理を行うにあたって必要と思われる分析等であり、下記のようなものが考えられる。

- ・ 浄化等処理施設（浄化（抽出－洗浄処理））において、分級点を決定するために必要となる汚染土壌の粒度分布ごとの汚染状態
- ・ セメント製造施設において、製品（鉄筋コンクリート）となった場合に鉄筋腐食の要因となる汚染土壌の塩素含有量の分析
- ・ 分別等処理施設において、再処理汚染土壌処理施設としてセメント製造施設へ搬出する場合に受入れができない特定有害物質（例えば水銀）の蛍光X線などによる簡易分析

2) 浄化等処理施設のうち不溶化を行うためのものにあつては、第二種特定有害物質以外の土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質を含む汚染土壌を受け入れてはならないこと（処理業省令第5条第4号ロ）

不溶化処理は、第二種特定有害物質による汚染土壌に対する効果しか持たないことから、不溶化処理を行う汚染土壌処理施設においては、土壌溶出量基準に適合しない汚染土壌のうち第二種特定有害物質のみにより汚染されているもの以外は受け入れてはならない（処理業通知記の第2の2(4)②）。

なお、1.5.1(1)3に記載したように、不溶化を行った汚染土壌は、浄化確認調査の結果、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合したものであつても、浄化等済土壌にはならない

ことに注意が必要である（再処理汚染土壌処理施設への搬出をしなければならない）。

3) 埋立処理施設にあつては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れてはならないこと（処理業省令第5条第4号ハ）

埋立処理施設においては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れてはならない。ただし、第二種特定有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにセレン及びその化合物については、判定基準省令第1条第2項及び第3項に規定する基準が第二溶出量基準よりも厳しい値となっていることから、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年12月25日法律第136号）第10条第2項第4号に規定する場所で汚染土壌の埋立てを行うための埋立処理施設にあつては、第二溶出量基準に適合している汚染土壌（第二種特定有害物質により汚染されたものに限る。）であっても海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第2項及び第3項に規定する基準（判定基準省令第1条第2項及び第3項に規定する基準）に適合しない汚染土壌については、受け入れてはならない（処理業通知記の第2の2(4)③）。

(5) 関連法令及び条例の遵守（処理業省令第5条第5号）

汚染土壌の処理に関し、下水道法、大気汚染防止法、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、ダイオキシン類対策特別措置法その他の国民の健康の保護又は生活環境の保全を目的とする法令及び条例を遵守する必要がある。

汚染土壌処理施設の稼働に当たっては、汚染土壌の処理に関し、土壌汚染対策法及びこれに基づく法令を遵守することはもちろんであるが、汚染土壌処理施設が上記に掲げる法令や健康の保護又は生活環境の保全を目的とする条例の規定によって規制を受ける場合には、かかる規制を遵守しなければならないこと。例えば、汚染土壌の処理に伴って汚染土壌処理施設から排出される廃棄物については廃棄物の処理及び清掃に関する法律により適正に処理されるべきことや、騒音規制法上の特定施設を設置している汚染土壌処理施設にあつては、騒音規制法上の規制基準を遵守しなければならない（処理業通知記の第2の2(5)）。

(6) 処理方法の遵守（処理業省令第5条第6号）

許可申請書に記載した処理方法に従わない処理を行ってはならない。なお、処理方法を変更する場合には、変更届出の対象となるので注意が必要である（法第23条第3項）。

また、下記に示すように、汚染土壌の取扱い方法、汚染土壌処理施設の種類及び処理方法、取り扱う特定有害物質など、処理において注意すべき点があり、これらの内容を遵守する必要

がある。

1) 混合・混載された汚染土壌への対応

旧法においては異なる指定区域から発生した汚染土壌を混合せず処理を行うこととされていたが（旧指針）、法改正により、業として行われる汚染土壌の処理に許可制が新設されたことにより、適正処理が行われるという前提の下で、汚染土壌処理施設において、異なる要措置区域等から発生した汚染土壌が混合・混載されたものを処理することが可能となった（汚染土壌を混合・希釈することのみにより土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合させるような行為を行うことは、処理に関する基準の違反になる）。

下記に示す汚染土壌処理施設において、混合・混載された汚染土壌の処理を行う場合、下記の内容を考慮し、処理を行う必要がある。

① 浄化等処理施設

混合・混載された土壌を処理するに当たっては、下記に示すような問題が発生するおそれがある。このような影響を考慮しても当該浄化等処理施設において、混合・混載された汚染土壌の処理を行う場合には、混合・混載する前の汚染土壌の特定有害物質の種類ごとに汚染状態を確認し、処理が可能なことが確認できる場合のみ、受入れ・処理を行うべきである。

また、混合・混載された土壌を処理した場合、2.2.6(17)1)に示すとおり、浄化確認調査において、要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質等について900 m³単位での試料採取とならなくなることに注意が必要である。

- ・ 混合・混載される前は、特定有害物質の汚染状態が溶出量基準を満足しているが、混合・混載されることにより汚染土壌の pH が変化し、基準不適合となり（例えば、混合されることにより土壌の pH や酸化還元状態などが上昇し、溶出量基準を満足していた砒素が溶出することや、酸化分解処理を行う際に、三価クロムが酸化され、溶出量基準を超過する六価クロムが生成するなど）、汚染土壌処理施設では処理ができなくなる場合がある（汚染土壌処理施設における処理に関する基準違反に該当する。）。
- ・ 混合・混載されることにより汚染土壌処理施設での処理条件が変化し（例えば洗浄処理において粒径分布が変化し、分級点が変わる。）、浄化等の工程に影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 水銀と第一種特定有害物質のように沸点の異なる特定有害物質による汚染土壌を混合・混載したものを加熱処理する場合、設定温度によっては脱着が不十分であったり、非意図的な物質が生成する可能性がある。

なお、他の汚染土壌処理施設から当該浄化等処理施設が再処理汚染土壌処理施設として引き受けを同意した場合、下記に示す経路などから混合・混載された汚染土壌が搬入される可能性もあるので注意が必要である。よって、混合・混載された汚染土壌を処理しない

場合には、混合・混載された汚染土壌を処理する汚染土壌処理施設から再処理汚染土壌処理施設として引受けを依頼された場合には断ることが望ましい。

- ・ 要措置区域等から混載された汚染土壌が、一の当該浄化等処理施設へ搬入される。
- ・ 要措置区域等から混載された汚染土壌が分別等処理施設などを経由して、当該浄化等処理施設へ搬入される。
- ・ 分別等処理施設などで混合後、処理された汚染土壌が、当該浄化等処理施設へ搬入される。
- ・ 分別等処理施設などで処理後、混載された汚染土壌が、当該浄化等処理施設へ搬入される。

② セメント製造施設

セメント製造施設では、汚染土壌をセメント原料の一部として利用することになり、処理後はセメントとして品質管理がされることになる。

2.1.2(11)で記載したとおり、セメントの品質管理方法を記載した書類を添付するが、この書類は、混合・混載された汚染土壌であってもセメントの品質管理上、問題がないことを証明する資料を添付する必要がある。

③ 分別等処理施設

分別等処理施設は、汚染土壌の運搬を容易にする又は再処理汚染土壌処理施設での受入れを可能とするために異物の除去や含水率の調整を行う施設であり、特定有害物質の汚染状態に変化を及ぼす処理ではないことから、汚染土壌を混合する必要のない施設である。

また、分別等処理施設で処理した汚染土壌は、必ず再処理汚染土壌処理施設へ搬出しなければならないため、①及び②で示したように混合・混載したことにより汚染土壌の性状が変化し、再処理汚染土壌処理施設での処理に影響を及ぼす可能性もある。

このようなことから、混合した又は混合・混載された汚染土壌を処理すると申請した分別等処理施設の場合には、再処理汚染土壌処理施設でどのような処理を行うのかを把握し、その処理に影響を及ぼすことがないことを確認する必要がある（例えば、「混合して処理する場合には、処理前の汚染土壌それぞれについて、汚染土壌の特定有害物質全項目の汚染状態を確認する。」、「再処理汚染土壌処理施設をセメント製造施設に限定する。」など）。

なお、再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設に限定されるとともに、汚染土壌処理業許可証の汚染土壌処理施設の種類欄に「再処理汚染土壌処理施設をセメント製造施設に限定」と記載されている分別等処理施設を除き、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合してはならない（処理業省令第5条第8号）。

2) 汚染土壌処理施設の種類及び処理方法に特有の注意点

汚染土壌処理施設の種類や処理方法により、処理を行う上で注意すべき点が異なる。表2.2.6-1、2に示すように、汚染土壌処理施設の種類や処理方法に応じて処理を行う上で対応

するとともに、施設の維持管理を行う必要がある。

なお、2.1.3(1)2)に示した事業経営計画概要書に、これらの項目についての対応を記載する。

表 2.2.6-1 汚染土壌処理施設の種類及び処理方法に応じた対応内容・維持管理項目（1/2）

| 項目 | 浄化等処理施設 | | | | | | | | セメント製造施設 | 埋立処理施設 | 分別等処理施設 |
|---|---------|------|-----|-----|------|------|----|-----|----------|--------|---------|
| | 浄化 | | | | | | 溶融 | 不溶化 | | | |
| | 抽出 | | | 分解 | | | | | | | |
| | 洗浄処理 | 化学脱着 | 熱脱着 | 熱分解 | 化学処理 | 生物処理 | | | | | |
| 汚染土壌とその他の土壌(要措置区域等外の基準不適合土壌や清浄土)を混合しないこと | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 汚染土壌を処理する際には廃棄物と混合し処理を行わないこと(なお、廃棄物処理施設であって、熱源等として廃棄物を利用する場合や、セメント製造施設において廃棄物を原料として利用し適切な管理がされている場合を除くが、その処理物は関連法規にも従って適正に取り扱うこと) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 処理を行うに当たって使用した電力量、水量などを定期的に測定し、かつ、記録するとともに、これを一定期間保存すること | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 汚染土壌は、設備の処理能力の範囲内で定量ずつ設備へ供給すること | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 薬剤を用いる場合、薬剤と汚染土壌を混合攪拌するための設備が設けられ、汚染土壌に含まれる特定有害物質の種類に応じて薬剤を適切に用いること | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 薬剤を用いる場合、汚染土壌量に対し所定の薬剤添加率が確保されるよう、薬剤添加量の管理を行うこと | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 第二溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れる場合は、処理対象とする特定有害物質の測定機器を自ら有していること | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 汚染土壌は、外気と遮断された状態で定量ずつ供給すること | | | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | |
| 処理により発生する排ガスが 200℃を越える場合には、速やかに概ね 200℃以下に冷却すること | | | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | |
| 冷却設備から排出される燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するとともに、これを一定期間保存すること | | | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | |
| 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること | | | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | |
| 分解を行う炉内を浄化の対象とする特定有害物質の種類に応じた分解温度以上に保持し、十分な分解に必要な暴露時間を確保すること | | | | ○ | | | | | | | |
| 分解炉内の分解温度を連続的に測定し、かつ、記録するとともに、これを一定期間保存すること | | | | ○ | | | | | | | |
| 炉内が異常な高温又は高圧にならないようにすること | | | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | |
| 抽出を行う炉内等を浄化の対象とする特定有害物質の種類に応じた揮発温度以上に保持し、十分な揮発に必要な暴露時間を確保すること | | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 抽出を行う炉内等の温度を連続的に測定し、かつ記録するとともに、これを一定期間保存すること | | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 揮発させた特定有害物質は、確実に除去又は分解により処理すること | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ |

表 2.2.6-2 汚染土壌処理施設の種類及び処理方法に応じた対応内容・維持管理項目 (2/2)

| 項目 | 浄化等処理施設 | | | | | | | | セメント製造施設 | 埋立処理施設 | 分別等処理施設 |
|--|---------|------|-----|-----|------|------|----|-----|----------|--------|---------|
| | 浄化 | | | | | | 溶融 | 不溶化 | | | |
| | 抽出 | | | 分解 | | | | | | | |
| | 洗浄処理 | 化学脱着 | 熱脱着 | 熱分解 | 化学処理 | 生物処理 | | | | | |
| 揮発させた特定有害物質を熱分解する場合は、分解を行う炉内を分解に必要な温度上に保持し、十分な分解に必要な暴露時間を確保すること。また、分解炉内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するとともに、これを一定期間保存すること | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | |
| 揮発させた特定有害物質を化学分解する場合は、分離した特定有害物質に対し、所定の薬剤添加率が確保されるよう、薬剤添加量の管理を行うこと | | ○ | ○ | | | | | | | | |
| セメント焼成炉内の炉内温度等を連続的に測定し、かつ記録するとともに、これを一定期間保存すること | | | | | | | | ○ | | | |
| 汚染土壌を必要な時間、十分に高温な状態に維持して溶融すること。また、必要な場合は、特定有害物質及び処理により生成した副生成物を確実に除去あるいは分解等により処理すること | | | | | | | ○ | | | | |
| 溶融温度を所定の範囲内に制御できる設備を設け、溶融の対象とする特定有害物質の種類及び土質に応じて、最適な溶融温度を設定すること | | | | | | | ○ | | | | |
| 溶融炉内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するとともに、これを一定期間保存すること | | | | | | | ○ | | | | |
| 処理により発生するスラグについては、関連法規にも従い取り扱うこと | | | | | | | ○ | | | | |
| 処理後土壌と処理により発生する残さ及び副生成物とを確実に区分するとともに、処理により発生する残さ及び副生成物を関連法規に従い適正に取り扱うこと | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 溶融補助剤を用いる場合には、溶融補助剤が溶融面に接するように供給すること。また、汚染土壌が溶融した状態を保つために溶融補助剤の添加量を調整すること | | | | | | | ○ | | | | |
| 特定有害物質の効果的な濃縮と除去を確実に行うものとし、構成設備それぞれ(分級、沈殿、ろ過等)を円滑確実に作動させ、その洗浄機能を確保すること | ○ | | | | | | | | | | |
| 凝集沈殿等により懸濁水から特定有害物質等を分離するために薬剤を使用する場合は、適切に使用すること | ○ | | | | ○ | | | ○ | | | ○ |
| 洗浄処理により発生する脱水ケーキは、汚染が濃縮した細粒分を含むため、再処理汚染土壌処理施設において適切に処理を行うこと | ○ | | | | | | | | | | |
| 火災や爆発を防止するために必要な維持管理を行うこと | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 排水溝、開渠等に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 地盤の滑りを防止し、又は埋立地の沈下を防止する場合には、適当な地滑り防止工又は沈下防止工を設けること | | | | | | | | | | ○ | |
| 残余の埋立容量を定期的に測定し、かつ記録するとともに、これを一定期間保存すること | | | | | | | | | | ○ | |

3) 濃度の上限値を設定していない浄化等処理施設における留意点

処理することができる汚染土壌の濃度の上限値を設定していない浄化等処理施設において、特定有害物質による汚染状態が高い汚染土壌を受け入れた場合、繰り返し処理をすることで処理後土壌については基準適合することが可能であると考えられるが、処理に伴って発生する排水や排ガスが処理設備に負荷をかけ、処理しきれない排水が発生したり、排ガスが大気に放出されるおそれがある。

そこで処理の実績から勘案して、特定有害物質による汚染状態が高い汚染土壌を受け入れた場合、排水が排水基準や排除基準を、排ガスが許容限度を満足していることを確認するとともに、その結果を都道府県に報告することが望ましい。

表 2.2.6-3 に処理方法毎に留意すべき点を示す。

表 2.2.6-3 処理方法毎に留意すべき点

| 処理方法 | | 留意点 | |
|------|----|------|---------|
| 浄化 | 抽出 | 洗浄処理 | 排水、排ガス※ |
| | | 化学脱着 | 排ガス |
| | | 熱脱着 | 排ガス |
| | 分解 | 熱分解 | 排ガス |
| | | 化学処理 | 排ガス |
| | | 生物処理 | 排ガス |
| 溶融 | | 排ガス | |
| 不溶化 | | 排ガス | |

※ 局所排気設備が設けられている場合

(7) セメントの品質管理（処理業省令第5条第7号）

セメント製造施設では、汚染土壌を原材料の一部として製造されたセメント製品を通常に使用したにもかかわらず、当該セメント製品に含まれる特定有害物質が原因となって人への健康被害が生ずることのないように、セメント製造工程において許可申請書に記載したセメントの品質管理方法（2.1.2(11)参照）に従って適正に管理するとともに、製造しなければならない（処理業通知記の第2の2(7)）。

(8) 第二溶出量基準に適合しない汚染土壌の混合の禁止（処理業省令第5条第8号）

分別等処理施設では、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合してはならない。

埋立処理施設では第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある汚染土壌を受け入れることができないが（処理業省令第5条第4号ハ）、分別等処理施設において、かかる汚染土壌について第二溶出量基準に適合する汚染状態にある他の土壌と混合あるいは混載されたものが分別又は含水率調整され、第二溶出量基準に適合しない部分が、誤って埋立処理施設に搬出されてしまうことを防止するものである。

一方、セメント製造施設は工業製品であるセメントを製造するために、セメントの原材料として汚染土壌や廃棄物等とを混合し焼成処理することから適正に処理が可能と考えられる。

そこで、再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設に限定されている分別等処理施設の場合には、埋立処理施設への搬出が考えられないことに加え、適正な処理が可能と考えられることから、再処理汚染土壌処理施設における「処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態」に適合している場合に限り、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合しても差し支えない。

この場合、再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設に限定されている分別等処理施設については、汚染土壌処理業の許可の申請や変更の申請の際に、再処理汚染土壌処理施設をセメント製造施設に限定している旨を申請し、汚染土壌処理業許可証の汚染土壌処理施設の種類の欄に「再処理汚染土壌処理施設をセメント製造施設に限定」と記載される必要がある（処理業通知記の第2の2(8)）。

なお、セメント製造施設への搬出に当たっては、下記の点に留意する必要がある。

- ・ 法対象外の基準不適合土壌と混合する場合は、汚染土壌の量やトレーサビリティを客観的に確認する必要がある。
- ・ 混合することにより汚染土壌の pH が変化し、基準適合していた水銀が基準不適合となることも考えられ、セメント製造施設で受入れができなくなる可能性がある。
- ・ 2次管理票の「汚染土壌の特定有害物質による汚染状態」の欄には、混合される前の汚染状態（例えば、第二溶出量基準超過の欄にチェック）を記載する必要がある。

(9) 処理の期限（処理業省令第5条第9号）

汚染土壌は、汚染の拡散の防止の観点から、長期間にわたり汚染土壌処理施設内に保管することなく、受け入れた後、速やかに処理する必要がある。このことから、汚染土壌の処理は、当該汚染土壌処理施設へ搬入された日から60日以内に終了しなければならない（処理業通知記の第2の2(9)）。

処理の終了とは下記に示すことをいう。

- ① 浄化等処理施設（処理方法が不溶化であるものを除く。）では、処理後の土壌を浄化確認調査した結果、特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しているもの（浄化等済土壌）であることが確認されること。
- ② 浄化等処理施設において再処理汚染土壌処理施設への搬出がある場合では、再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出すること
- ③ セメント製造施設では、セメント製品としての完成検査をすること
- ④ 埋立処理施設では、埋立処理が終了すること
- ⑤ 分別等処理施設では、汚染土壌とそれ以外の物の分別又は含水率の調整後、再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出すること

(10) 汚染土壌の保管（処理業省令第5条第10号）

汚染土壌の保管は、許可申請書に記載した保管設備において行わなければならない。

ここで、保管設備とは、2.1.2(12)に示したものである。

なお、汚染土壌処理施設に受け入れる汚染土壌の量が許可申請書に記載された保管設備の容量を越える場合には、当該保管設備以外の場所において汚染土壌が不適正に保管されていることになる（処理業通知記の第2の2(10)）。

(11) 施設内移動（処理業省令第5条第11号）

汚染土壌処理施設内において汚染土壌の移動を行う場合には、当該汚染土壌が飛散することのないよう、下記に示す措置のいずれかを講じなければならない（処理業通知記の第2の2(11)）。

- ① 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと（処理業省令第5条第11号イ）。
- ② 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと（処理業省令第5条第11号ロ）。
- ③ 当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと（処理業省令第5条第11号ハ）。
- ④ 当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってその表層を固化すること（処理業省令第5条第11号ニ）。
- ⑤ ①から④の措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること（処理業省令第5条第11号ホ）。

これらの措置については、汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を考慮し、適切に対応する必要がある。なお、汚染土壌の荷卸しや移動等を行う場合の注意事項を下記に列挙する。

- ・ 散水や薬剤散布により対応する場合には、汚染土壌や薬液成分の流出がないように、過剰な施用を避けることが望ましい。
- ・ 屋根等を設けない設備の場合には、汚染土壌の流出がないように、雨天時の荷卸しや移動等を避け、また、作業終了後の清掃等を行うことが望ましい。
- ・ 屋根等を設けない設備の場合には、汚染土壌の飛散等がないように、強風時の荷卸しや移動等を避けることが望ましい。

飛散防止措置が講じられた施設内移動の例（ドラム缶による運搬：下記⑤に該当）を図2.2.6-2に示す。



図 2.2.6-2 飛散防止措置が講じられた施設内移動の例

(12) 地下浸透の禁止（処理業省令第5条第12号）

汚染土壌の処理に伴って生じた汚水は、地下に浸透させてはならない。汚水には、汚染土壌と接した雨水や、汚染土壌の洗浄に用いた水を排水基準又は排除基準に適合する状態まで処理した後の水も含まれる（処理業通知記の第2の2(12)）。

(13) 公共用水域への排出（処理業省令第5条第13号）

排水を公共用水域に排出する場合には、次の①及び②を遵守しなければならない。

なお、測定の頻度については、当該水域における水質の汚濁の状況、当該排水の汚染状態を勘案して都道府県等が判断する（処理業通知記の第2の2(13)）。

- ① 水質が排水口において排水基準に適合しない排水を排出してはならない（処理業省令第5条第13号イ）。
- ② 処理業省令第4条第1号ト(1)(イ)及び(ロ)に掲げる方法により排水の水質を測定する（処理業省令第5条第13号ロ）。

排水基準を表 2.2.6-4 に示す。

表 2.2.6-4 排水基準

| 項 目 | | 排水基準 |
|-------------------------------|--------------------|-----------------------------|
| カドミウム及びその化合物 | | 0.1mg/L |
| シアン化合物 | | 1mg/L |
| 有機燐化合物 | | 1mg/L |
| 鉛及びその化合物 | | 0.1mg/L |
| 六価クロム化合物 | | 0.5mg/L |
| 砒素及びその化合物 | | 0.1mg/L |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | | 0.005mg/L |
| アルキル水銀化合物 | | 検出されないこと |
| ポリ塩化ビフェニル | | 0.003mg/L |
| トリクロロエチレン | | 0.3mg/L |
| テトラクロロエチレン | | 0.1mg/L |
| ジクロロメタン | | 0.2mg/L |
| 四塩化炭素 | | 0.02mg/L |
| 1,2-ジクロロエタン | | 0.04mg/L |
| 1,1-ジクロロエチレン | | 1mg/L |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | | 0.4mg/L |
| 1,1,1-トリクロロエタン | | 3mg/L |
| 1,1,2-トリクロロエタン | | 0.06mg/L |
| 1,3-ジクロロプロペン | | 0.02mg/L |
| チウラム | | 0.06mg/L |
| シマジン | | 0.03mg/L |
| チオベンカルブ | | 0.2mg/L |
| ベンゼン | | 0.1mg/L |
| セレン及びその化合物 | | 0.1mg/L |
| ほう素及び その化合物 | 海域以外の公共用水域に排出されるもの | 10mg/L |
| | 海域に排出されるもの | 230mg/L |
| ふっ素及び その化合物 | 海域以外の公共用水域に排出されるもの | 8mg/L |
| | 海域に排出されるもの | 15mg/L |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | | 100mg/L ※ |
| 水素イオン濃度 (pH) | 海域以外の公共用水域に排出されるもの | 5.8 以上 8.6 以下 |
| | 海域に排出されるもの | 5.0 以上 9.0 以下 |
| 生物化学的酸素要求量(BOD) | | 160mg/L(日間平均 120mg/L) |
| 化学的酸素要求量(COD) | | 160mg/L(日間平均 120mg/L) |
| 浮遊物質(SS) | | 200mg/L(日間平均 150mg/L) |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) | | 5mg/L |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) | | 30mg/L |
| フェノール類含有量 | | 5mg/L |
| 銅含有量 | | 3mg/L |
| 亜鉛含有量 | | 2mg/L |
| 溶解性鉄含有量 | | 10mg/L |
| 溶解性マンガン含有量 | | 10mg/L |
| クロム含有量 | | 2mg/L |
| 大腸菌群数 | | 日間平均 3000 個/cm ³ |
| 窒素含有量 | | 120mg/L(日間平均 60mg/L) |
| 燐含有量 | | 16mg/L(日間平均 8mg/L) |
| ダイオキシン類 | | 10pg/L |

※ アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

(14) 下水道の使用（処理業省令第5条第14号）

排水水を排除して下水道を使用する場合には、次の①及び②を遵守しなければならない。

なお、測定の頻度については、当該水域における水質の汚濁の状況、当該排水水の汚染状態を勘案して都道府県等が判断する（処理業通知記の第2の2(14)）。

- ① 水質が排水口において排除基準に適合しない排水水を排除してはならない（処理業省令第5条第14号イ）。
- ② 下水道測定方法により排水水の水質を測定する（処理業省令第5条第14号ロ）。

排除基準を表 2.2.6-5 に示す。

表 2.2.6-5 排除基準

| 項 目 | | 排除基準 |
|---------------------|--|------------|
| カドミウム及びその化合物 | | 0.1 mg/L |
| シアン化合物 | | 1 mg/L |
| 有機燐化合物 | | 1 mg/L |
| 鉛及びその化合物 | | 0.1 mg/L |
| 六価クロム化合物 | | 0.5 mg/L |
| 砒素及びその化合物 | | 0.1 mg/L |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | | 0.005 mg/L |
| アルキル水銀化合物 | | 検出されないこと |
| PCB | | 0.003 mg/L |
| トリクロロエチレン | | 0.3 mg/L |
| テトラクロロエチレン | | 0.1 mg/L |
| ジクロロメタン | | 0.2 mg/L |
| 四塩化炭素 | | 0.02 mg/L |
| 1,2-ジクロロエタン | | 0.04 mg/L |
| 1,1-ジクロロエチレン | | 1 mg/L |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | | 0.4 mg/L |
| 1,1,1-トリクロロエタン | | 3 mg/L |
| 1,1,2-トリクロロエタン | | 0.06 mg/L |
| 1,3-ジクロロプロペン | | 0.02 mg/L |
| チウラム | | 0.06 mg/L |
| シマジン | | 0.03 mg/L |
| チオベンカルブ | | 0.2 mg/L |
| ベンゼン | | 0.1 mg/L |
| セレン及びその化合物 | | 0.1 mg/L |
| ほう素及び その化合物 | 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道(雨水流域下水道を除く。)又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合 | 10 mg/L |
| | 海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合 | 230 mg/L |
| ふっ素及び その化合物 | 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道(雨水流域下水道を除く。)又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合 | 8 mg/L |
| | 海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合 | 15 mg/L |
| フェノール類 | | 5 mg/L |
| 銅及びその化合物 | | 3 mg/L |
| 亜鉛及びその化合物 | | 2 mg/L |
| 鉄及びその化合物(溶解性) | | 10 mg/L |
| マンガン及びその化合物(溶解性) | | 10 mg/L |
| クロム及びその化合物 | | 2 mg/L |
| ダイオキシン類 | | 10pg/L |

(15) 地下水の水質測定 (処理業省令第5条第15号)

汚染土壌処理施設の稼働に伴い、地下水汚染が生じていないことを確認するため、汚染土壌処理施設の周縁の地下水を3月に1回以上採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第6条第2項第2号の環境大臣が定める方法により測定しなければならない(水面埋立処分を行う汚染土

壤処理施設の場合には、周辺の水域の水又は周縁の地下水を採取すればよい。)

汚染土壌処理施設は、本来、特定有害物質等が地下へ浸透することを防止するために必要な構造のものであり、又は措置が講じられたものであると考えられる。よって、測定した地下水の水質が地下水基準に適合し、地下水汚染が生じていない状態が測定を始めてから1年間継続されていることの確認を都道府県知事から受けた場合には、その後は1年に1回以上の測定をすればよいことになる。

なお、埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設であって地下浸透防止措置が講じられていると認められた場合には、周縁地下水の水質測定を行う必要はない(処理業通知記の第2の2(15))。

(16) 大気有害物質の排出 (処理業省令第5条第16号)

浄化等処理施設又はセメント製造施設から、大気中への大気有害物質の排出する場合には、次の①及び②を遵守しなければならない。

- ① 処理業省令第4条第1号ヌ(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量について、排出口において、温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス1 m³につき、当該(1)から(6)までに掲げる許容限度を超えて排出してはならない(処理業省令第5条第16号イ)。
- ② 排出口における処理業省令第4条第1号ヌ(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量を3月に1回以上(1年間継続してイの規定に従って大気有害物質を排出している旨の都道府県知事の確認を受けたときは、1年に1回以上)、大気有害物質(前条第1号ヌ(1)から(6)までに掲げる大気有害物質を除く。)並びにダイオキシン類の量を1年に1回以上、同号ヌの環境大臣が定める方法によりそれぞれ測定すること(処理業省令第5条第16号ロ)。

上記、①及び②をまとめ、大気汚染物質の種類、許容限度及び測定頻度を表2.2.6-6に示す。

処理業省令第2条第2項第20号に定める大気有害物質のうち第4条第1号ヌ(1)から(6)までに掲げる物質については、当該(1)から(6)までに掲げる許容限度を超えて排出してはならない。また、当該物質は、環境大臣が定める方法により、3月に1回以上測定しなければならない。

ただし、汚染土壌処理業者からの任意の申請により、許容限度を超えない排出を続けていることが都道府県知事により確認されれば、1年に1回以上測定をすればよいことになる。

また、大気有害物質のうち1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、PCB及びダイオキシン類(汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設から排出されるものに限る。)については、1年に1回以上測定しなければならない。また、これらの測定については、数値的評価を行う必要はなく、施設の運転管理及び排出実態の把握の観点から汚染土壌の処理に伴って排出される量を測定すればよい(処理業通知記の第2の2(16))。

ここで、ダイオキシン類を生ずる可能性のある施設とは、2.2.2(2)2に記載したとおり、下記に示す①～④の施設が挙げられる。

- ① 浄化等処理施設（浄化（抽出-熱脱着））
- ② 浄化等処理施設（浄化（分解-熱分解））
- ③ 浄化等処理施設（熔融）
- ④ セメント製造施設

なお、処理業省令附則第3条には、「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令附則第6項の経過措置の適用を受けるセメント製造施設にあつては、窒素酸化物の大気への排出の許容限度は、同号イの規定にかかわらず、当分の間、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス1 m³につき480 cm³とする。」と規定されている。

大気有害物質の量の測定方法は、平成22年環境省告示第25号に定められているが、当該告示に量の測定方法の定めがない大気有害物質については、表2.2.6-7に示した方法等を参考に測定する（処理業通知（別紙2））。

表 2.2.6-6 大気有害物質の種類、許容限度及び測定頻度

| 大気有害物質の種類 | 許容限度 | 測定頻度 |
|-------------------|--|---|
| カドミウム及びその化合物 | 1.0 mg | 1回/3ヶ月以上 1年間継続して許容限度を超えずに排出している旨、都道府県知事から確認を受けた場合には1回/1年以上 |
| 塩素 | 30 mg | |
| 塩化水素 | 700 mg | |
| ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素 | 10 mg | |
| 鉛及びその化合物 | 20 mg | |
| 窒素酸化物 | 250 cm ³ ** (排出ガス量が10万m ³ /日未満の浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、350 cm ³) | 1回/年以上 |
| 1,2-ジクロロエタン | — | |
| ジクロロメタン | | |
| 水銀及びその化合物 | | |
| テトラクロロエチレン | | |
| トリクロロエチレン | | |
| ベンゼン | | |
| PCB | | |
| ダイオキシン類 | | |

※ 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令附則第六項の経過措置の適用を受けるセメント製造施設は、480 cm³。

表 2.2.6-7 大気有害物質（数値的評価を行う必要がない物質）の量の測定方法について

| 測定項目 | 採取及び測定方法 | 備考等 |
|--|---|---|
| <p>1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン</p> | <p>「排出ガス中のテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びベンゼンの測定方法（有害大気汚染物質測定方法マニュアル第2編 排出中の指定物質の測定方法マニュアル）」に準じて行うこと。</p> <p>採取方法は捕集バッグ、真空瓶、キャニスター又は捕集管のいずれかを用いることとする。</p> <p>ただし、真空瓶によりジクロロメタンの採取を行なう場合には、真空瓶中に水分や溶剤が凝縮しない試料にのみ適用すること。</p> <p>測定はベンゼンにあっては水素炎イオン化検出器を用いるガスクロマトグラフ法（GC-FID）又はガスクロマトグラフ質量分析法（GC/MS）、その他にあっては水素炎イオン化検出器を用いるガスクロマトグラフ法（GC-FID）、電子捕獲検出器を用いるガスクロマトグラフ法（GC-ECD）又はガスクロマトグラフ質量分析法（GC/MS）のいずれかにより行うこととする。</p> | <p>記載の無いジクロロメタン及び1,2-ジクロロエタンの測定を行う際は、測定の妥当性の確認を行うことが望ましいこと。</p> <p>また、気中のジクロロメタンを二硫化炭素で気液抽出すると抽出効率が悪いため、ジクロロメタンの測定においては、真空瓶内に水滴等が凝集する試料は、真空瓶採取法を適用しないこと。</p> <p>試料の保存及び運搬においては、遮光に配慮すること。</p> <p>バッグ採取に関しては、時間経過に伴いバッグ内濃度が減衰していくことを踏まえ、速やかに分析を行うこととする。</p> <p>また、他の採取方法においても出来るだけ速やかに分析することが望ましいこと。</p> |
| <p>ポリ塩化ビフェニル</p> | <p>採取方法は JIS K0311 に記載の I 型採取装置を基本とし、ポリ塩化ビフェニルの低塩素化物を捕集できるものとする。</p> <p>測定は、1～10 塩素化の同族体ごとに定量することとし、平成 4 年厚生省告示第 192 号別表第二に示す高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計を用いること。</p> | <p>JIS K0311 及び平成 4 年厚生省告示第 192 号別表第二を参考とすること。</p> <p>ダイオキシン類の抽出液を一部用いて分析を行ってもよいこと。</p> <p>処理技術が燃焼を伴う場合は、実測値に加え酸素濃度 12% に酸素濃度補正した値を報告できるようにしておくこと。</p> |
| <p>ダイオキシン類</p> | <p>JIS K0311 とすること。</p> | <p>処理技術が燃焼を伴う場合のみ酸素濃度 12% に酸素濃度補正した値を報告すること。</p> |
| <p>水銀</p> | <p>JIS K0222 とすること。</p> | |

備考 1 測定日時は、許可申請時に提出された測定計画書及び汚染土壌の受入れの状況を考慮して決定すること。

2 測定の実施においては、施設が定常運転であることに留意して行うこと。

(17) 施設外への搬出の禁止（処理業省令第5条第17号）

汚染土壌処理施設に搬入された汚染土壌を当該汚染土壌処理施設外へ搬出しないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、汚染土壌処理施設外へ搬出してもよい。

- ① 浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌であって、浄化確認調査の結果、浄化等済土壌と判断されたものを搬出する場合（処理業省令第5条第17号イ）。
- ② 当該汚染土壌を許可申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出する場合（処理業省令第5条第17号ロ）。

1) 浄化確認調査

浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌を浄化等済土壌と判断するには規則第59条第3項に規定する掘削後調査方法により調査しなければならない。

掘削後調査は要措置区域等内の土壌の調査方法であることから、掘削後調査方法における「掘削対象地」や「掘削した土壌」を読み替えて対応することとなる。ここでは、読み替えたものを浄化確認調査と規定した。

浄化確認調査では、当該汚染土壌の搬入先である要措置区域等の土壌汚染状況調査における地歴調査により汚染のおそれがないと認められる場合は、PCBを除く第三種特定有害物質についての調査は不要である。

また、搬入された汚染土壌に係る「汚染のおそれを推定するために有効な情報の把握」（規則第59条第3項第1号）により、当該汚染土壌又は物質の種類が「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌」及び「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌のうち要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類」であることが確認できる場合には、その特定有害物質については900 m³単位で試料採取等を行うことが可能となっている（処理業通知記の第2の2(17)）。

ただし、この規定を適用するためには、他の要措置区域等の土壌と区別されて運搬されるとともに、区別されて処理がなされていること（混合・混載されていないこと）が必要である。これは2.2.6(6)1)にも示したように、他の要措置区域等の土壌と混合・混載されることにより、基準適合していた特定有害物質が基準不適合となる可能性があるためである。

浄化確認調査の方法は次のとおりである。なお、溶融された処理後土壌については、2 mm以下の大きさに破碎した後、調査を行う必要がある。

ア. 第一種特定有害物質

- ① 処理後土壌が他の処理後土壌などと混合するおそれのないように、100 m³以下ごとに区分すること（当該処理後土壌が「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌」の場合及び「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌」のうち要措置区域等の指定の係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類については900 m³ごと）
- ② ①の規定により区分された処理後土壌について、試料採取等の対象とすること
- ③ ②の規定により試料採取等の対象とされた処理後土壌において、任意の1点の土壌を採取すること
- ④ ③の規定により採取された処理後土壌の土壌溶出量を施行規則第6条第3項第4号の環境大臣が定める方法により測定すること

イ. 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質

- ① 処理後土壌が他の処理後土壌と混合するおそれのないように、100 m³以下ごとに区分すること
- ② ①の規定により区分された処理後土壌について、試料採取等の対象とすること
- ③ ②の規定により試料採取等の対象とされた処理後土壌において、任意の5点の土壌を採取すること
- ④ ③の規定により採取された5点の土壌を、それぞれ同じ重量混合すること
- ⑤ ④の規定により混合された土壌を1つの試料として、土壌溶出量及び土壌含有量を測定すること（当該処理後土壌が「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌」の場合及び「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌」のうち要措置区域等の指定の係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類については、④の規定により混合された土壌を9つで1つの対象とし、任意の5土壌を、それぞれ同じ重量混合された土壌を1つの試料として、土壌溶出量及び土壌含有量を測定すること）

処理後土壌が「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌」の場合及び「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌」のうち要措置区域等の指定の係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類についての浄化確認調査方法の一例を図2.2.6-3に示す。

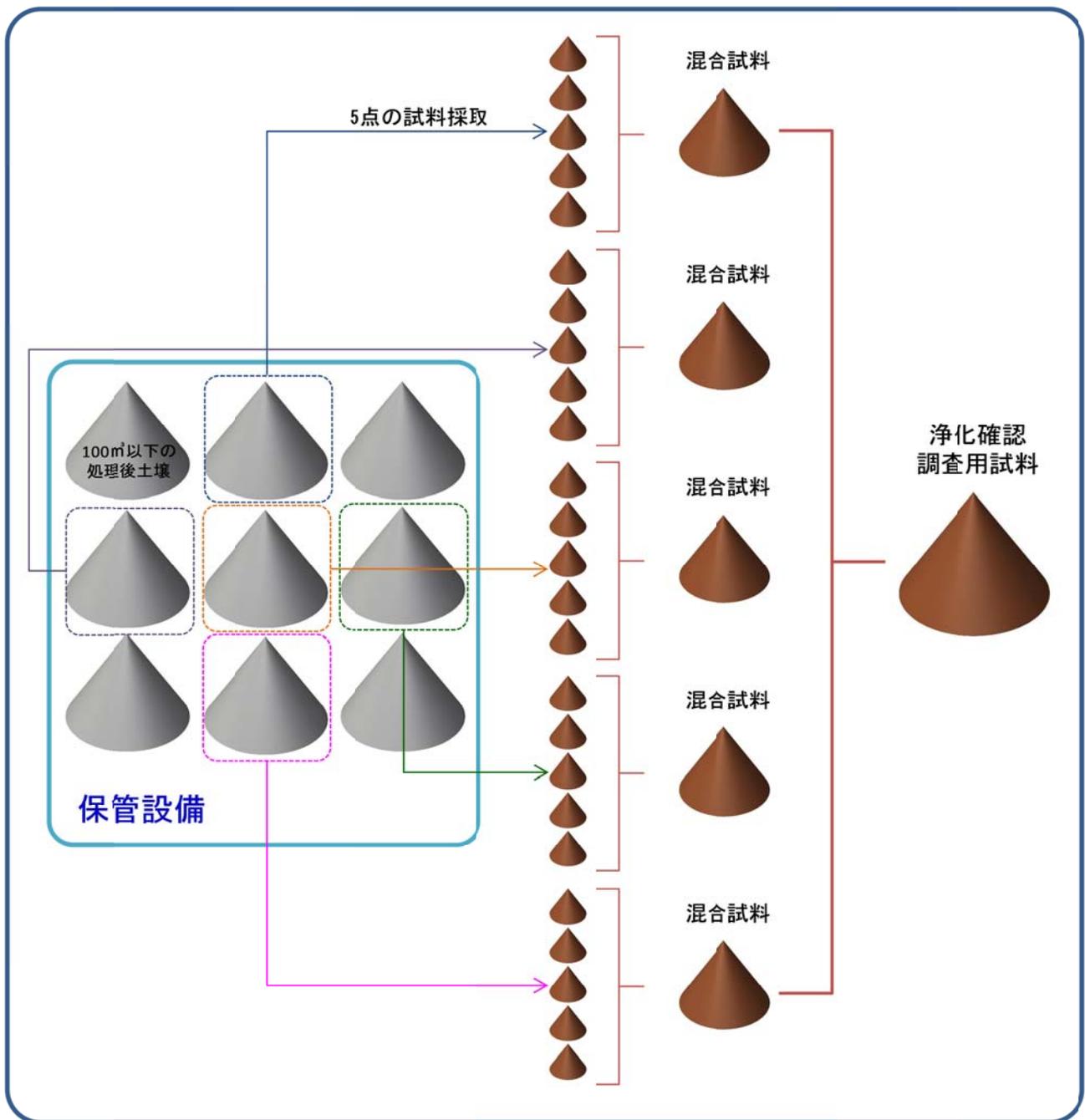


図 2.2.6-3 要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類についての浄化確認調査方法の一例（第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質）

試料採取等の密度が掘削後調査の方法と同等程度であり、かつ、試料採取等が適切に行われている場合は、浄化等処理施設において浄化又は溶解が行われた処理後土壌をベルトコンベアから直接採取し、土壌溶出量及び土壌含有量を測定することも可能であるとされている（処理業通知記の第2の2(17)）。

これは、汚染土壌処理施設においては、汚染土壌を適正に処理することにより、処理後土壌に均一性が確保できると考えられることによる。ベルトコンベアによる処理後土壌の採取の一例を次に示す。

- ① 処理後土壌が他の処理後土壌と混合しないバッチごとにサンプリングの対象とするこ

と。

- ② 処理後土壌を、20 m³以下ごとにベルトコンベアからサンプリングにより採取すること（100 m³以下毎に5点の土壌となるように採取すること）。
- ③ ②の規定により採取された5点の土壌のうち任意の1点の土壌に水を加えた検液に溶出する第一種特定有害物質の量を、施行規則第6条第3項第4号の環境大臣が定める方法により測定すること。
- ④ ②の規定により採取された5点の土壌を、それぞれ同じ重量混合すること。
- ⑤ ④の規定により混合された土壌に水を加えた検液に溶出する第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の量にあつては施行規則第6条第3項第4号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる第二種特定有害物質の量にあつては同条第4項第2号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

なお、この方法を採用する場合には、ベルトコンベアから排出される処理後土壌の量と時間の関係を予め把握し、20 m³以下となる時間を把握し、一定時間ごとにサンプリングする必要があり、汚染土壌処理業の許可の申請時の許可申請書添付書類である「汚染土壌処理施設の維持管理の計画（処理業通知記の第1の1(2)①イ）」で、その方法を記載する必要がある（2.1.3(1)2) 参照）。

2) 再処理汚染土壌処理施設への搬出

再処理汚染土壌処理施設は、汚染土壌処理施設において処理することができない特定有害物質を処理するための施設として位置付けられるものであり、受け入れた汚染土壌について、許可申請書に記載した処理の方法による処理を行うことなく、当該汚染土壌を搬出できるものではない。

また、再処理汚染土壌処理施設については、許可申請書への記載事項となっており、許可後に追加する場合には、法第23条第3項に基づく変更届出の対象となるため注意が必要である（処理業通知記の第2の2(17)）。

(18) 2次管理票の交付（処理業省令第5条第18号）

再処理汚染土壌処理施設に汚染土壌を搬出するに当たって、その運搬を他人に委託する場合には、汚染土壌が適切に運搬されたか否かを事後的に確認する必要があることから、新たに管理票（以下「2次管理票」という。）を交付しなければならない。

この2次管理票の交付に当たっては、2次管理票の交付者及び運搬受託者の氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名、当該汚染土壌に係る要措置区域等の所在地のほか、搬出する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態、汚染土壌の量及び汚染土壌の荷姿を汚染土壌処理業者が把握して記載しなければならない。

ここで、汚染状態の把握の方法は、分析によるもののほか、特定有害物質の濃度が増加して

いないことが明らかであれば、受け入れた際の汚染土壌の汚染状態を記載すればよい（処理業通知記の第2の2(18)）。また、処理前の汚染土壌の汚染状態が、搬出を行う汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（受入れ可能な汚染物質及び汚染濃度）に適合している場合には、新たに分析を行わなくても良い。

なお、第二溶出量基準に不適合の汚染土壌を、再処理汚染土壌処理施設として埋立処理施設へ搬出する場合には、第二溶出量基準に適合していることを確認する必要があるため、再度分析する必要がある。

汚染土壌処理施設で不溶化処理等を行い、埋立処理施設へ搬出する際、管理票の「汚染土壌の特定有害物質による汚染土状態」の欄には、受入時の管理票（1次管理票）に記載された特定有害物質による汚染状態を記入することになる。一方、埋立処理施設においては、第二溶出量基準不適合の汚染土壌の受入れはできないことから、不溶化処理等により埋立処理施設において受入れが可能な汚染状態に適合している旨を管理票で確認できない場合も考えられる。そこで図 2.2.6-4 に示すとおり、管理票の備考欄に「不溶化処理済み汚染土壌」と記載するとともに、処理後の汚染土壌の汚染状態を記載することで、再処理汚染土壌処理施設で受入れが可能かを確認することができる。

図 2.2.6-4 2次管理票の記載例

(19) 2次管理票の写しの送付（処理業省令第5条第19号）

再処理汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者（以下「再処理汚染土壌処理業者」という。）は、当該処理に係る汚染土壌の引渡しを受けたときは、前号の運搬を受託した者から同号の規定により交付された2次管理票を受領し、当該2次管理票に記載されている事項に誤りがないことを確認し、法第20条第4項の規定の例により、当該汚染土壌を引き渡した汚染土壌処理業者に2次管理票の写しを送付しなければならない（処理業省令第5条第19号）。

2次管理票の送付は、法第20条第4項に規定する管理票の送付とは異なり、処理の終了時に送付するものではなく、引き渡しを受けたときに送付することに留意する必要がある（処理業通知記の第2の2(19)）。

(20) 搬出届出者への通知（処理業省令第5条第20号）

再処理汚染土壌処理施設に搬出した汚染土壌処理業者は、当該搬出した汚染土壌を再処理汚染土壌処理業者に引き渡したときは、当該汚染土壌を当該汚染土壌に係る要措置区域等外へ搬出した者（搬出届出者）に対し、次に掲げる事項を記載した書面により、当該搬出した汚染土壌の当該再処理汚染土壌処理業者への引渡しがされた旨を通知しなければならない（処理業通知記の第2の2(20)）。

この場合、次に掲げる事項を記載した書類を新たに作成、送付してもよいが、再処理汚染土壌処理施設からの搬出の際に使用した次に掲げる事項が記載された2次管理票の写しを更に複写したものを送付することで対応することも可能である。

- ① 当該汚染土壌を引き渡した年月日（処理業省令第5条第20号イ）
- ② 当該再処理汚染土壌処理業者の氏名又は名称（処理業省令第5条第20号ロ）
- ③ 当該再処理汚染土壌処理業者が当該汚染土壌の引渡しを受けた旨（処理業省令第5条第20号ハ）

(21) 汚染土壌処理施設の表示（処理業省令第5条第21号）

汚染土壌処理施設には、汚染土壌処理施設であることを明らかにするために、その見やすい場所に立札その他の設備により次に掲げる事項を表示しなければならない。立札その他の設備の前に物を置くなどして表示が見えないようにしないととも、立札その他の設備が汚損し、又は破損した場合は補修、復旧しなければならない。

また、表示しておくべき事項に変更が生じた場合には、速やかに表示を変更しなければならない（処理業通知記の第2の2(21)）。

図 2.2.6-5 に汚染土壌処理施設の表示例を示す。

- ① 汚染土壌処理施設についての法第22条第1項の許可に係る許可番号（処理業省令第5

条第 21 号イ)

- ② 汚染土壌処理施設について法第 22 条第 1 項の許可を受けた者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名（処理業省令第 5 条第 21 号ロ）
- ③ 汚染土壌処理施設の所在地（処理業省令第 5 条第 21 号ハ）
- ④ 汚染土壌処理施設の種類及び処理能力（処理業省令第 5 条第 21 号ニ）
- ⑤ 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（処理業省令第 5 条第 21 号ホ）

| | | | | |
|------------------------|--|--|---|--|
| 60cm以上 | | 60cm以上 | | |
| 60cm以上 | 汚染土壌処理施設 | 汚染土壌処理施設 | 汚染土壌処理施設 | |
| | 許可番号 | 0861001050 | 許可番号 | 0861001050 |
| | 名 称 | 土壌洗浄(株)川崎事業所 代表取締役社長 環境 次郎 | 名 称 | 土壌洗浄(株)川崎事業所 代表取締役社長 環境 次郎 |
| | 連 絡 先 | 神奈川県川崎市川崎区 ▲▲0-0-0 管理責任者：■■ ■■ Tel：044-000-0000 | 連 絡 先 | 神奈川県川崎市川崎区 ▲▲0-0-0 管理責任者：■■ ■■ Tel：044-000-0000 |
| | 施設の種類 | 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄)) | 施設の種類 | 分別等処理施設(異物除去) |
| | 処理能力 | 20t/h 160t/d(8h) | 処理能力 | 10t/h 80t/d(8h) |
| 処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 | ①特定有害物質 第二種特定有害物質(水銀を除く) ②汚染状態 第二溶出量基準以下のもの | 処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 | ①特定有害物質 第二種及び第三種特定有害物質 (水銀、PCBを除く) ②汚染状態 受入基準濃度なし | |

図 2.2.6-5 汚染土壌処理施設の表示例

(22) 点検及び機能検査（処理業省令第 5 条第 22 号）

汚染土壌処理施設の正常な機能の維持（施設の機能状況、施設の耐用の度合など）をするため、1年に1回以上、当該汚染土壌処理施設の点検及び機能検査を行い、稼働の状況を常に適切に保持しなければならない（処理業通知記の第2の2(22)）。

この検査においては、例えば各機器の作動状況、摩耗状況、劣化・破損の有無などを検査することが適当である。

(23) 点検及び機能検査の記録の保管（処理業省令第5条第23号）

施設に不具合が生じた場合に、どこが問題の箇所であるかを迅速に判断するために、施設の点検及び機能検査の結果の記録を作成し、3年間保存しなければならない（処理業通知記の第2の2(23)）。

具体的には、施設の各機器の点検及び機能検査の日時、点検項目等が記載できる記録様式を作成し、その様式に従って点検及び機能検査を行うとともに、機器の修理、交換等を行った場合は、その報告書を保存することが望ましい。

2.2.7 汚染土壌の処理の委託の禁止（法第 22 条第 7 項）

汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理の事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる能力や施設を備えている者として許可を受けた者であることから、汚染土壌の処理を他人に委託してはならない。ここにいう処理の再委託の禁止とは、汚染土壌処理業者と当該汚染土壌処理業者に汚染土壌の処理を委託した当該汚染土壌を要措置区域等外へ搬出した者との委託契約に違反して、汚染土壌の処理を他人に委託することをいう。

なお、汚染土壌処理業者が許可に係る汚染土壌処理施設において当該委託に係る処理を終えた後の汚染土壌（基準不適合土壌）を、許可申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設に引き渡すことは、再委託の禁止に当たらない（施行通知記の第 5 の 2(4)）。

2.2.8 処理に関する記録の保管及び閲覧（法第 22 条第 8 項）

汚染土壌処理業者が汚染土壌を適正に処理しているかどうかを都道府県知事が把握するためには、報告徴収や立入検査により当該施設の稼働状況を効率的に確認することが必要であることから、汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理に関する事項の記録を作成し、保存しなければならない（法第 22 条 8 項）。

記録は、表 2.2.8-1 に示す①から③に掲げる事項の区分に応じ、当該①から③までに定める日以後遅滞なく備え置く必要がある（処理業省令第 6 条第 1 号）。

このうち、当該測定に関する事項については、計量証明書（計量法第 110 条の 2 第 1 項の証明書をいう。）の保存をもって当該記録に代えてもよい。

また、記録は備え置いた日から起算して 5 年を経過する日までの間備え置き（処理業省令第 6 条第 2 号）、汚染土壌の処理に関し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

ここで、「当該汚染土壌の処理に関し利害関係を有する者」とは、要措置区域等外へ当該汚染土壌を搬出した者や運搬した者及び汚染土壌処理施設が設置されている場所の周辺に居住する者等が含まれる（施行通知記の第 5 の 2(5)）。

なお、1.7 に示したとおり、汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理を行った状況を当該自治体へ報告することが望ましい。

また、報告を受けた自治体は抜き打ちによる立入検査において、汚染土壌や法対象外の基準不適合土壌が適正に処理されたことを、管理票との整合などにより確認することが望ましい。

表 2.2.8-1 記録する事項及び記録の備置きを始める時期

| 区分 | 記録する事項 | 記録の備置きを始める時期 | |
|------------------------|--|--|-------------------------------------|
| ① | 受け入れた汚染土壌の処理を委託した者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名(処理業省令第7条第1号) | 当該受け入れた汚染土壌の処理が終了した日以後遅滞なく備え置く(処理業省令第6条第1号イ) | |
| | 当該汚染土壌に係る要措置区域等の所在地(処理業省令第7条第2号) | | |
| | 当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(処理業省令第7条第3号) | | |
| | 当該汚染土壌の量(処理業省令第7条第4号) | | |
| | 当該汚染土壌を受け入れた年月日(処理業省令第7条第5号) | | |
| | 当該汚染土壌の処理が終了した年月日(処理業省令第7条第6号) | | |
| ② | 排出水を公共用水域に排出した場合には、第5条第13号口の規定による測定に関する次に掲げる事項(処理業省令第7条第7号) | 当該測定に係る試料を採取した年月日(処理業省令第7条第7号イ) | 当該測定の結果を得た日以降遅延なく備え置く(処理業省令第6条第1号ロ) |
| | | 当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称(処理業省令第7条第7号ロ) | |
| | | 当該測定の結果を得た年月日(処理業省令第7条第7号ハ) | |
| | | 当該測定の結果(処理業省令第7条第7号ニ) | |
| | 排出水を排除して下水道を使用した場合には、第5条第14号口の規定による測定に関する次に掲げる事項(処理業省令第7条第8号) | 当該測定に係る試料を採取した年月日(処理業省令第7条第8号イ) | |
| | | 当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称(処理業省令第7条第8号ロ) | |
| | | 当該測定の結果を得た年月日(処理業省令第7条第8号ハ) | |
| | | 当該測定の結果(処理業省令第7条第8号ニ) | |
| | 第5条第15号の規定による測定に関する次に掲げる事項(処理業省令第7条第9号) | 当該測定に係る地下水を採取した年月日(処理業省令第7条第9号イ) | |
| | | 当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称(処理業省令第7条第9号ロ) | |
| | | 当該測定の結果を得た年月日(処理業省令第7条第9号ハ) | |
| | | 当該測定の結果(処理業省令第7条第9号ニ) | |
| | 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、第5条第16号口の規定による測定に関する次に掲げる事項(処理業省令第7条第10号) | 当該測定に係る大気有害物質を採取した年月日(処理業省令第7条第10号イ) | |
| | | 当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称(処理業省令第7条第10号ロ) | |
| | | 当該測定の結果を得た年月日(処理業省令第7条第10号ハ) | |
| 当該測定の結果(処理業省令第7条第10号ニ) | | | |
| ③ | 第5条第17号イに規定する場合には、次に掲げる事項(処理業省令第7条第11号) | 第五条第十七号イに規定する調査を実施した年月日(処理業省令第7条第11号イ) | 当該搬出をした日以降遅延なく備え置く(処理業省令第6条第1号ハ) |
| | | 当該調査を実施した者の氏名又は名称(処理業省令第7条第11号ロ) | |
| | | 当該調査の結果(処理業省令第7条第11号ハ) | |
| | | 浄化等汚染土壌を搬出した年月日(処理業省令第7条第11号ニ) | |
| | | 浄化等汚染土壌の搬出先(処理業省令第7条第11号ホ) | |
| | | 浄化等汚染土壌の搬出量(処理業省令第7条第11号ヘ) | |
| | 第5条第17号ロに規定する場合には、次に掲げる事項(処理業省令第7条第12号) | 当該汚染土壌を搬出した年月日(処理業省令第7条第12号イ) | |
| | | 当該汚染土壌の搬出先(処理業省令第7条第12号ロ) | |
| | | 当該汚染土壌の搬出量(処理業省令第7条第12号ハ) | |
| | | | |

2.2.9 事故時の届出（法第22条第9項）

汚染土壌処理施設は、熱分解、熔融、洗浄等の汚染土壌の処理方法に応じて様々な機能を有しており、当該施設において破損その他の事故が発生した場合、汚染土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散等することにより、当該施設の周辺住民の健康に係る被害が生ずるおそれがある。このため、汚染土壌処理業者は、許可に係る汚染土壌処理施設において破損その他の事故が発生し、汚染土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したときは、直ちに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない（施行通知記の第5の2(6)）。